

令和元年度  
福島町議会定例会  
3月会議議案

福 島 町



令和元年度 福島町議会定例会 3月会議議案目次

議案 番号	件 名	頁	区分
49	福島町地方創生推進会議条例の制定について	1	議案
50	福島町チャレンジスピリット応援条例の制定について	3	議案
51	福島町地元企業雇用等促進条例の制定について	7	議案
52	福島町課設置条例の一部改正について	11	議案
53	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	15	議案
54	福島町手数料徴収条例の一部改正について	17	議案
55	福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	39	議案
56	福島町産業振興資金貸付条例の一部改正について	45	議案
57	福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について	47	議案
58	福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について	53	議案
59	第5次福島町総合計画の変更について	57	別冊1
60	福島町地域防災計画の変更について	75	別冊2
61	福島町森林整備計画の策定について	77	別冊3
62	第3期福島町地域福祉計画の決定について	79	別冊4
63	第2期福島町子ども・子育て支援事業計画の決定について	81	別冊5
64	第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について	83	別冊6
65	渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について	85	議案
66	令和2年度福島町一般会計予算	87	別冊7
67	令和2年度福島町国民健康保険特別会計予算	95	別冊8
68	令和2年度福島町介護保険特別会計予算	99	別冊8
69	令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	109	別冊8
70	令和2年度福島町浄化槽整備特別会計予算	113	別冊8
71	令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	117	別冊8



福島町地方創生推進会議条例の制定について

福島町地方創生推進会議条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町地方創生推進会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、福島町地方創生推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、町の人口ビジョン・総合戦略の策定及びその実施に関し必要な調査審議を行い、又は意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 産業関係団体の委員 5人以内
- (2) 教育関係の委員 4人以内
- (3) 金融機関の委員 3人以内
- (4) 労働組合の委員 2人以内
- (5) 町内関係団体の委員 3人以内
- (6) 公募による町民 3人以内

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は委員の互選で定める。
- 3 会長は会務を統理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は委員のうちから会長が任命する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 その職にあるため委員となったものの任期は、その在職期間中とする。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は委員の半数以上が、出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決す

るところによる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画課で処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第50号

福島町チャレンジスピリット応援条例の制定について

福島町チャレンジスピリット応援条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町チャレンジスピリット応援条例

(目的)

第1条 この条例は、町内で新たに起業及び事業を承継する若者等の後継者に対し、町が経済的な支援を行うことにより、新たな事業等に挑戦する意欲を高めることで地域生産力の底上げを図り、もって地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 起業 新たに事業を起こすことをいう。
- (2) 起業者 新たに事業（第一次産業を含む。）を営もうとする者、事業を承継しようとする者及び現に事業を営む者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者に限る。）であつて、転業を行おうとする者をいう。
- (3) 企業施設 日本標準産業分類に掲げる事業を営む施設（風俗営業の施設を除く。）で、従業員宿舍及び事業の用に供する資産を含むものとする。
- (4) 従業員宿舍 雇用者の確保、拡大を目的とするもので、恒常的に居住する施設をいう。なお、工場及び事業所と併設している場合を含むものとする。
- (5) 新設 町内に企業施設を設置していない者が企業施設を設置する場合をいう。
- (6) 増設 町内に企業施設を有する起業者が、既設の企業施設について増改築、取り換え又は新たに企業施設を増設する場合をいう。
- (7) 移転 町内に企業施設を有する起業者が、従来の施設を廃止し、町内のほかの場所に企業施設を設ける場合をいう。
- (8) 更新 町内に企業施設を有する起業者が、既存の企業施設（設備を含む。）を更新又は改修する場合をいう。

(9) 購入 空き工場や空き店舗等を購入又は改築により再利用する場合をいう。

(10) 投資額 企業施設の設備投資（償却資産を含む。）で、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産及び第8号りの取得価格の合計額をいう。

（助成の対象）

第3条 この条例による助成対象は、第1条に定める目的に基づき、町内において施設投資する起業者等で町長が指定した起業者とする。

2 助成の対象となる投資施設は、前条第2号に規定する起業者が町内において企業施設を新設、増設、移転、更新及び購入する場合で投資額50万円以上のものを対象とする。なお、申請は年度内1回のみとする。

3 前項の投資額は、設備投資した年度により算定した額を基準とする。

4 第1項の規定に基づき指定を受けようとする起業者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

（助成の内容）

第4条 前条の規定により指定を受けた起業者（以下「指定起業者」という。）に対して、町長は、予算の範囲内で次に掲げる助成措置を講ずることができる。

(1) 指定起業者に対して投資額の2分の1以内で、1年度300万円を上限に助成するものとし、同一人に対して継続して3年度助成できるものとする。ただし、廃止する前の福島町がんばる地元企業等応援条例（平成28年条例第28号）において助成対象となった起業者等にあつては、既に交付を受けた年度を助成期間に含めるものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、指定起業者が町税等を滞納しているときは、助成の措置を講じないことができる。

3 第1項の規定に基づき助成の措置を受けようとする指定起業者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

（端数計算）

第5条 助成金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（特別援助）

第6条 町長は、指定起業者に対し、特に必要があると認めるときは、次に掲げる特別援助を行うことができる。

(1) 用地及び建物等の斡旋に関すること。

(2) 普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けること。

(3) その他企業施設の設置に必要な事項に関すること。

（指定及び助成の承継）

第7条 この条例による指定及び助成は、相続及び譲渡その他の事由でこれを



受ける起業者に変更が生じた場合においても、その事業を承継する起業者に対してこれを行う。ただし、町長にその承継の事実を届け出なければならない。

(申請事項の変更)

第8条 助成措置を受け、又は受けることが確定した起業者で、次の各号の一に該当したときは、その日から1箇月以内にその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 第3条に定める申請の内容に変更が生じたとき。
- (2) 第4条第1項第1号の助成金の交付決定後5年以内に事業を休止又は廃止したとき。

(助成の取消し等)

第9条 町長は、指定起業者が次の各号の一に該当すると認めるときは指定を取り消し、助成を停止し若しくは既に交付した助成金の全部又は一部を次の区分により返還を命ずることができる。この場合の返還率は下表のとおりとする。

- (1) 詐欺若しくは不正の行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 助成の指定又は助成金の交付の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 第4条第1項第1号の助成金の交付決定後5年以内に事業を休止若しくは廃止したとき、又は休止若しくは廃止の状況にあると認められるとき。ただし、災害及び企業経営の悪化により倒産した場合等、やむを得ない事情により事業を継続することが困難と認められる場合はこの限りでない。
- (4) 企業施設を当該事業以外の用途に供したとき。

区分	期間	返還割合
第1号該当	交付決定した日から10年以内	100/100
第2号該当	交付決定した日から5年以内	100/100
第3号及び第4号該当	交付決定した日から3年以内	100/100
	交付決定した日から3年以上4年未満	80/100
	交付決定した日から4年以上5年未満	50/100

(違約加算金)

第10条 指定起業者は、前条の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を町に納付しなければならない。ただし、町長は助成金の返還に至る過程において、相当の事情があると認められた場合は違約加算金を免除することができる。

(審査会の設置)

第11条 町長は、この条例を適正に執行するため、審査会を置くものとする。

- 2 審査会について必要な事項は、規則で定める。  
(規則への委任)

第 12 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
(福島町がんばる地元企業等応援条例の廃止)
- 2 福島町がんばる地元企業等応援条例（平成 28 年条例第 28 号）は、廃止する。  
(福島町がんばる地元企業等応援条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の福島町がんばる地元企業等応援条例第 7 条、第 8 条第 1 項第 2 号、第 9 条及び第 10 条の規定については、なお従前の例による。

議案第51号

福島町地元企業雇用等促進条例の制定について

福島町地元企業雇用等促進条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町地元企業雇用等促進条例

(目的)

第1条 この条例は、町内の事業者が事業の継続を図るため、新たに北海道福島商業高等学校の新卒業生を雇用する者及び外国人技能実習生を受け入れる者に対し助成を行うことにより、雇用機会の拡大及び雇用環境の充実並びに地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 この条例による助成対象は、前条に定める目的に基づき、次の各号に該当するものとして町長が指定した事業者（中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者(法人にあつては町内に法人登記をしているもの)で町内に事務所等を設置している者をいう。)とする。

(1)福島商業高校新卒者雇用奨励助成金 本条に規定する事業者及び町内の社会福祉法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合並びに商工会が、北海道福島商業高等学校の新卒業生を雇用した場合

(2)外国人技能実習生受入助成金 外国人技能実習生（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)に基づき技能実習を行う者をいう。)を受け入れる事業者

2 前項の規定に基づき指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(助成の内容)

第3条 前条の規定により指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)に対して、町長は、予算の範囲内で次の各号に掲げる助成措置を講ずることができる。

(1)福島商業高校新卒者雇用奨励助成金 前条第1項第1号に規定する事業者に対し雇用者1人当たり賃金等支払総額の2分の1以内を助成するものとし、1年

度100万円を上限とする。ただし、助成期間は3年間とする。なお、廃止する前の福島町がんばる地元企業等応援条例（平成28年条例第28号）において助成対象となつた事業者にあつては、既に交付を受けた年度を助成期間に含めるものとする。

(2)外国人技能実習生受入助成金 前条第1項第2号に規定する指定事業者に対して外国人技能実習生の技能実習を円滑に進めるため、受入れ及び講習等に係る経費として、技能実習生1人当たり1年度15万円を助成する。ただし、同一の実習生につき、助成期間は3年間とする。なお、廃止する前の福島町がんばる地元企業等応援条例（平成28年条例第28号）において助成対象となつた者の助成期間にあつては、既に交付を受けた年度を含めて3年間とする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、指定事業者が町税等を滞納しているときは、助成の措置を講じないことができる。

3 第1項の規定に基づき助成の措置を受けようとする指定事業者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(指定及び助成の承継)

第4条 この条例による指定及び助成は、相続及び譲渡その他の事由でこれを受ける事業者に変更が生じた場合においても、その事業を承継する事業者に対してこれを行う。ただし、町長にその承継の事実を届け出なければならない。

(申請事項の変更)

第5条 助成措置を受け、又は受けることが確定した事業者で、第2条に定める申請の内容に変更が生じたときは、その日から1箇月以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(助成の取消し等)

第6条 町長は、指定事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは指定を取り消し、助成を停止し若しくは既に交付した助成金の全部又は一部を次の区分により返還を命ずることができる。この場合の返還率は下表のとおりとする。

(1)詐欺若しくは不正の行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。

(2)助成の指定又は助成金の交付の際に付した条件に違反したとき。

区分	期間	返還割合
第1号該当	交付決定した日から10年以内	100/100
第2号該当	交付決定した日から5年以内	100/100

(違約加算金)

第7条 指定事業者は、前条の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間につい

ては、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を町に納付しなければならない。ただし、町長は助成金の返還に至る過程において、相当の事情があると認めた場合は違約加算金を免除することができる。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(福島町がんばる地元企業等応援条例の廃止に伴う経過措置)

2 廃止する前の福島町がんばる地元企業等応援条例（平成28年条例第28号）第7条、第8条第1項第2号、第9条及び第10条の規定については、なお従前の例による。



議案第52号

福島町課設置条例の一部改正について

福島町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町課設置条例の一部を改正する条例

福島町課設置条例(平成28年福島町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条の規定に基づき、福島町に次の課を置く。 総務課 企画課 <b>税務課</b> 町民課 福祉課 産業課 建設課	(課の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条の規定に基づき、福島町に次の課を置く。 総務課 企画課 <u>(削る)</u> 町民課 福祉課 産業課 建設課
(事務分掌) 第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1) 儀式及び表彰等に関する事項 (2) 議会に関する事項 (3) 公告式及び例規に関する事項 (4) 文書の管理に関する事項	(事務分掌) 第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1) 儀式及び表彰等に関する事項 (2) 議会に関する事項 (3) 公告式及び例規に関する事項 (4) 文書の管理に関する事項

- (5) 行政組織に関する事項
  - (6) 行政改革の推進に関する事項
  - (7) 職員の人事、給与及び福利厚生並びに研修に関する事項
  - (8) 交通安全及び防犯に関する事項
  - (9) 男女共同参画に関する事項
  - (10) 公用車の管理に関する事項
  - (11) 公有財産の取得、処分及び管理に関する事項
  - (12) 工事請負及び物品購入の入札執行並びに契約に関する事項
  - (13) 防災及び災害救助に関する事項
  - (14) 総合教育会議等に関する事項
  - (15) 予算、その他財務に関する事項
  - (16) 地域情報化の推進に関する事項
  - (17) 電子計算機の管理に関する事項
  - (18) 他の所管に属しない事項
- 企画課
- (1) 市町村合併に関する事項
  - (2) 重要施策の企画及び総合調整に関する事項
  - (3) 国、道及び他市町村との連絡調整に関する事項
  - (4) 広域行政に関する事項
  - (5) 土地利用の連絡調整に関する事項
  - (6) 統計に関する事項
  - (7) 定住促進及び少子化対策の

- (5) 行政組織に関する事項
  - (6) 行政改革の推進に関する事項
  - (7) 職員の人事、給与及び福利厚生並びに研修に関する事項
  - (8) 交通安全及び防犯に関する事項
  - (9) 男女共同参画に関する事項
  - (10) 公用車の管理に関する事項
  - (11) 公有財産の取得、処分及び管理に関する事項
  - (12) 工事請負及び物品購入の入札執行並びに契約に関する事項
  - (13) 防災及び災害救助に関する事項
  - (14) 総合教育会議等に関する事項
  - (15) 予算、その他財務に関する事項
  - (16) 地域情報化の推進に関する事項
  - (17) 電子計算機の管理に関する事項
  - (18) 他の所管に属しない事項
- 企画課
- (1) 市町村合併に関する事項
  - (2) 重要施策の企画及び総合調整に関する事項
  - (3) 国、道及び他市町村との連絡調整に関する事項
  - (4) 広域行政に関する事項
  - (5) 土地利用の連絡調整に関する事項
  - (6) 統計に関する事項
  - (7) 定住促進及び少子化対策の



総合調整に関する事項

- (8) 広報、広聴に関する事項

**税務課**

- (1) 税の賦課及び徴収に関する事項**

- (2) 固定資産の評価に関する事項**

町民課

- (1) 戸籍、住民基本台帳、外人登録及び印鑑事務に関する事項  
(2) 証明に関する事項  
(3) 旅券事務に関する事項  
(4) 社会保障に関する事項  
(5) 高齢者福祉事業に関する事項  
(6) 国民年金に関する事項  
(7) 環境衛生及び公害防止に関する事項  
(8) 浄化槽に関する事項

福祉課

- (1) 高齢者等の安全・安心に関する事項  
(2) 保健衛生及び予防に関する事項  
(3) 健康づくり及び保健指導に関する事項  
(4) 医療対策に関する事項  
(5) 障害者福祉に関する事項  
(6) 国民健康保険(保険税の賦課及び徴収に関するものを除く。)に関する事項  
(7) 後期高齢者医療に関する事項

総合調整に関する事項

- (8) 広報、広聴に関する事項

**(削る)**

**(削る)**

**(削る)**

町民課

- (1) 戸籍、住民基本台帳、外人登録及び印鑑事務に関する事項  
(2) 証明に関する事項  
(3) 旅券事務に関する事項  
(4) 社会保障に関する事項  
(5) 高齢者福祉事業に関する事項  
(6) 国民年金に関する事項  
(7) 環境衛生及び公害防止に関する事項  
(8) 浄化槽に関する事項

- (9) 税の賦課及び徴収に関する事項**

- (10) 固定資産の評価に関する事項**

福祉課

- (1) 高齢者等の安全・安心に関する事項  
(2) 保健衛生及び予防に関する事項  
(3) 健康づくり及び保健指導に関する事項  
(4) 医療対策に関する事項  
(5) 障害者福祉に関する事項  
(6) 国民健康保険(保険税の賦課及び徴収に関するものを除く。)に関する事項  
(7) 後期高齢者医療に関する事項

<p>(8) 介護保険に関する事項</p> <p>産業課</p> <p>(1) 農林畜産業に関する事項</p> <p>(2) 林道・治山に関する事項</p> <p>(3) 農林施設の工事及び管理に関する事項</p> <p>(4) 水産業、水産加工業及び漁港に関する事項</p> <p>(5) 商工業及び労政に関する事項</p> <p>(6) 企業誘致に関する事項</p> <p>(7) 観光及び自然公園に関する事項</p> <p>建設課</p> <p>(1) 公共土木施設の工事及び管理に関する事項</p> <p>(2) 公共土木施設の災害復旧に関する事項</p> <p>(3) 土木及び建築事業に関する事項</p> <p>(4) 道路行政に関する事項</p> <p>(5) 都市計画に関する事項</p> <p>(6) 町営・町有住宅に関する事項</p> <p>(7) 水道業務及び管理に関する事項</p> <p>(8) 下水道業務及び管理に関する事項</p>	<p>(8) 介護保険に関する事項</p> <p>産業課</p> <p>(1) 農林畜産業に関する事項</p> <p>(2) 林道・治山に関する事項</p> <p>(3) 農林施設の工事及び管理に関する事項</p> <p>(4) 水産業、水産加工業及び漁港に関する事項</p> <p>(5) 商工業及び労政に関する事項</p> <p>(6) 企業誘致に関する事項</p> <p>(7) 観光及び自然公園に関する事項</p> <p>建設課</p> <p>(1) 公共土木施設の工事及び管理に関する事項</p> <p>(2) 公共土木施設の災害復旧に関する事項</p> <p>(3) 土木及び建築事業に関する事項</p> <p>(4) 道路行政に関する事項</p> <p>(5) 都市計画に関する事項</p> <p>(6) 町営・町有住宅に関する事項</p> <p>(7) 水道業務及び管理に関する事項</p> <p>(8) 下水道業務及び管理に関する事項</p>
--	--

附 則  
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 5 3 号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 9 日提出

福島町長 鳴海 清春

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年福島町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表第 1						別表第 1					
年額支給委員		月額支給委員		日額支給委員		年額支給委員		月額支給委員		日額支給委員	
職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等	職名	報酬額等
(略)	(略)	(略)	(略)	<u>まちづくり推進会議委員</u>	<u>5,000</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
				健康づくり推進協議会委員	5,000					健康づくり推進協議会委員	5,000
										<u>地方創生推進会議委員</u>	<u>5,000</u>

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



議案第54号

福島町手数料徴収条例の一部改正について

福島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町手数料徴収条例の一部を改正する条例

福島町手数料徴収条例(昭和51年福島町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表 (単位：円)				別表 (単位：円)			
手数料を徴収する事務	単位	金額	適用	手数料を徴収する事務	単位	金額	適用
公権、その他、諸資格に関する証明	1件	300		公権、その他、諸資格に関する証明	1件	300	
営業に関する証明	1件	300		営業に関する証明	1件	300	
納税に関する証明	1件	300		納税に関する証明	1件	300	
土地、建物に関する証明	5筆又は3棟	300	1件5筆又は3棟をこえるときは5筆又は3棟を増すごとに100円加算する	土地、建物に関する証明	5筆又は3棟	300	1件5筆又は3棟をこえるときは5筆又は3棟を増すごとに100円加算する
固定資産課税台帳の閲覧	1回	300		固定資産課税台帳の閲覧	1回	300	
固定資産課税台帳に記載されている事項の証明手数料	1枚	300		固定資産課税台帳に記載されている事項の証明手数料	1枚	300	
公課額、表示に関する証明	1件	300		公課額、表示に関する証明	1件	300	

会社、組合、法人に関する証明	1件	500		会社、組合、法人に関する証明	1件	500	
住宅用家屋証明申請	1件	1,300		住宅用家屋証明申請	1件	1,300	
優良宅地造成認定申請	1件	86,000		優良宅地造成認定申請	1件	86,000	
優良住宅新築認定申請	1件	6,200	(新築住宅の床面積の合計) 100平方メートル以下のとき	優良住宅新築認定申請	1件	6,200	(新築住宅の床面積の合計) 100平方メートル以下のとき
	1件	8,600	100平方メートルを超え、500平方メートル以下のとき		1件	8,600	100平方メートルを超え、500平方メートル以下のとき
	1件	13,000	500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき		1件	13,000	500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき
	1件	35,000	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき		1件	35,000	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき
	1件	43,000	10,000平方メートルを超えるとき		1件	43,000	10,000平方メートルを超えるとき
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に関する通知カードの再交付及び個人番号カードの再交付	1件	500	通知カードの場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に関する通知カードの再交付及び個人番号カードの再交付	1件	500	通知カードの場合
		800	個人番号カードの場合			800	個人番号カードの場合
住民基本台帳法の規定に基づく住民基本	1件	300		住民基本台帳法の規定に基づく住民基本	1件	300	

台帳の閲覧	つき			台帳の閲覧	つき		
住民基本台帳法の規定に基づく住民票の写しの交付	1件5人まで	300	1件5人をこえるときは5人増すごとに100円加算する	住民基本台帳法の規定に基づく住民票の写しの交付	1件5人まで	300	1件5人をこえるときは5人増すごとに100円加算する
住民基本台帳法の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	1件につき	300		住民基本台帳法の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	1件につき	300	
住民基本台帳法の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1件につき	300		住民基本台帳法の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1件につき	300	
印鑑に関する証明	1件	300		印鑑に関する証明	1件	300	
身元、身分及び住居、在籍に関する証明	1件	300		身元、身分及び住居、在籍に関する証明	1件	300	
生存、死亡、埋葬、火葬に関する証明	1件	300		生存、死亡、埋葬、火葬に関する証明	1件	300	
戸籍の謄抄本	1件	450		戸籍の謄抄本	1件	450	
戸籍の記録事項証明(磁気ディスク)	1件	450		戸籍の記録事項証明(磁気ディスク)	1件	450	
除籍の謄抄本	1件	750		除籍の謄抄本	1件	750	
除籍の記録事項証明(磁気ディスク)	1件	750		除籍の記録事項証明(磁気ディスク)	1件	750	
戸籍に記載した事項に関する証明	1件	350		戸籍に記載した事項に関する証明	1件	350	
除籍に記載した事項に関する証明	1件	450		除籍に記載した事項に関する証明	1件	450	

る証明				る証明			
届出、申請の受理又は届出その他の書類の記載事項の証明	1件	350		届出、申請の受理又は届出その他の書類の記載事項の証明	1件	350	
上質紙を用いた婚姻、離婚等の届出の受理証明	1件	1,400		上質紙を用いた婚姻、離婚等の届出の受理証明	1件	1,400	
戸籍の届出その他の書類の閲覧	1件	350		戸籍の届出その他の書類の閲覧	1件	350	
狂犬病予防法に基づく犬の登録	1件	3,000	登録申請のとき	狂犬病予防法に基づく犬の登録	1件	3,000	登録申請のとき
狂犬病予防注射済票の交付	1件	550	交付のとき	狂犬病予防注射済票の交付	1件	550	交付のとき
犬の鑑札再交付	1件	1,600	交付申請のとき	犬の鑑札再交付	1件	1,600	交付申請のとき
狂犬病予防注射済票の再交付	1件	340	交付申請のとき	狂犬病予防注射済票の再交付	1件	340	交付申請のとき
船員手帳の交付又は書換え	1件	1,950		船員手帳の交付又は書換え	1件	1,950	
船員手帳の訂正	1件	430		船員手帳の訂正	1件	430	
鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付	1件	3,400		鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付	1件	3,400	
公簿、書類等の閲覧	1件	300	議会会議録を含む	公簿、書類等の閲覧	1件	300	議会会議録を含む
公簿、書類等の複写	5枚まで	300	議会会議録を含む 1件5枚をこえるときは5枚増すごとに100円加算する	公簿、書類等の複写	5枚まで	300	議会会議録を含む 1件5枚をこえるときは5枚増すごとに100円加算する
都市開発計画法第29条第1項	発行許可申請手数料		ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建	都市開発計画法(昭和43年法	発行許可申請手数料		ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建



又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	のとき	築の用に供する目的で行う開発行為の場合次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額	<b>52,800</b>	<b>律第100号)第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査</b>	のとき	築の用に供する目的で行う開発行為の場合次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額	<b>49,000</b>	
		(ア) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	<b>99,400</b>				(ア) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	<b>96,000</b>
		(イ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	<b>146,000</b>				(イ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	<b>140,000</b>
		(ウ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	<b>192,600</b>				(ウ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	<b>190,000</b>
		(エ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	<b>239,200</b>				(エ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	<b>240,000</b>
		(オ) 開発区域の面積が6ヘク				(オ) 開発区域の面積が6ヘク		

			タール以 上10ヘク タール未 満のとき				タール以 上10ヘク タール未 満のとき
		<b>334,</b>	(カ) 開発		<b>330,</b>		(カ) 開発
		<b>900</b>	区域の面 積が10ヘ クタール 以上のと き		<b>000</b>		区域の面 積が10ヘ クタール 以上のと き
			イ 主として、 住宅以外の 建築物で自 己の業務の 用に供する ものの建築 又は自己の 業務の用に 供する特定 工作物の建 設の用に供 する目的で 行う開発行 為の場合 次に掲げる 開発区域の 面積の区分 に応じ、それ ぞれ左に定 める金額				イ 主として、 住宅以外の 建築物で自 己の業務の 用に供する ものの建築 又は自己の 業務の用に 供する特定 工作物の建 設の用に供 する目的で 行う開発行 為の場合 次に掲げる 開発区域の 面積の区分 に応じ、それ ぞれ左に定 める金額
		<b>76,1</b>	(ア) 開発		<b>72,0</b>		(ア) 開発
		<b>00</b>	区域の面 積が0.3ヘ クタール 以上0.6ヘ クタール 未満のと き		<b>00</b>		区域の面 積が0.3ヘ クタール 以上0.6ヘ クタール 未満のと き
		<b>136,</b>	(イ) 開発		<b>130,</b>		(イ) 開発
		<b>600</b>	区域の面 積が0.6ヘ クタール		<b>000</b>		区域の面 積が0.6ヘ クタール

			以上1ヘクタール未満のとき				以上1ヘクタール未満のとき
		<u>220,</u>	(ウ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき			<u>220,</u>	(ウ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき
		<u>500</u>				<u>000</u>	
		<u>295,</u>	(エ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき			<u>290,</u>	(エ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき
		<u>100</u>				<u>000</u>	
		<u>369,</u>	(オ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき			<u>370,</u>	(オ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき
		<u>600</u>				<u>000</u>	
		<u>521,</u>	(カ) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき			<u>520,</u>	(カ) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき
		<u>300</u>	ウ その他の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額			<u>000</u>	ウ その他の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額
		<u>215,</u>	(ア) 開発区域の面積が0.3ヘクタール			<u>210,</u>	(ア) 開発区域の面積が0.3ヘクタール
		<u>900</u>				<u>000</u>	

			以上0.6ヘクタール未満のとき				以上0.6ヘクタール未満のとき
		<u>285,</u> <u>700</u>	(イ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき			<u>280,</u> <u>000</u>	(イ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき
		<u>425,</u> <u>500</u>	(ウ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき			<u>420,</u> <u>000</u>	(ウ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき
		<u>556,</u> <u>000</u>	(エ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき			<u>550,</u> <u>000</u>	(エ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき
		<u>714,</u> <u>500</u>	(オ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき			<u>710,</u> <u>000</u>	(オ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき
		<u>950,</u> <u>000</u>	(カ) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき			<u>940,</u> <u>000</u>	(カ) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき
都市開発行変 計画法為変更 第35条許可申許 の2第1請手数可			当該申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額(その金	都市開発行変 計画法為変更 第35条許可申許 の2第1請手数可			当該申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額(その金

項の規料 定に基 づく開 発行為 の変更 の許可 の申請 に対する 審査	申請 の とき	額が953,900円 を超えるとき は、953,900円)	項の規料 定に基 づく開 発行為 の変更 の許可 の申請 に対する 審査	申請 の とき	額が953,900円 を超えるとき は、953,900円)
		ア 主として 自己の居住 の用に供す る住宅の建 築の用に供 する目的で 行う開発行 為に関する 設計の変更 の許可の申 請に係る審 査(エに掲げ るものを除 く。)次に 掲げる開発 区域の面積 の区分に応 じ、それぞれ 左に定める 金額			ア 主として 自己の居住 の用に供す る住宅の建 築の用に供 する目的で 行う開発行 為に関する 設計の変更 の許可の申 請に係る審 査(エに掲げ るものを除 く。)次に 掲げる開発 区域の面積 の区分に応 じ、それぞれ 左に定める 金額
		1,50 0			1,20 0
		2,90 0			2,60 0
		(イ) 開発 区域の面 積が0.1へ クタール 未満のと き			(イ) 開発 区域の面 積が0.1へ クタール 未満のと き
		(ウ) 開発 区域の面 積が0.3へ クタール 以上0.6へ			(ウ) 開発 区域の面 積が0.3へ クタール 以上0.6へ
		5,30 0			4,90 0

			ク				ク
			タ				タ
			ー				ー
			ル				ル
			未				未
			満				満
			の				の
			と				と
			き				き
		<u>9,90</u>	(エ)			<u>9,60</u>	(エ)
		<u>0</u>	開			<u>0</u>	開
			発				発
			区				区
			域				域
			の				の
			面				面
			積				積
			が				が
			0.6				0.6
			へ				へ
			ク				ク
			タ				タ
			ー				ー
			ル				ル
			未				未
			満				満
			の				の
			と				と
			き				き
		<u>14,6</u>	(オ)			<u>14,0</u>	(オ)
		<u>00</u>	開			<u>00</u>	開
			発				発
			区				区
			域				域
			の				の
			面				面
			積				積
			が				が
			1				1
			へ				へ
			ク				ク
			タ				タ
			ー				ー
			ル				ル
			以				以
			上				上
			3				3
			へ				へ
			ク				ク
			タ				タ
			ー				ー
			ル				ル
			未				未
			満				満
			の				の
			と				と
			き				き
		<u>19,3</u>	(カ)			<u>19,0</u>	(カ)
		<u>00</u>	開			<u>00</u>	開
			発				発
			区				区
			域				域
			の				の
			面				面
			積				積
			が				が
			3				3
			へ				へ
			ク				ク
			タ				タ
			ー				ー
			ル				ル
			以				以
			上				上
			6				6
			へ				へ
			ク				ク
			タ				タ
			ー				ー
			ル				ル
			未				未
			満				満
			の				の
			と				と
			き				き
		<u>23,9</u>	(キ)			<u>24,0</u>	(キ)
		<u>00</u>	開			<u>00</u>	開
			発				発
			区				区
			域				域
			の				の
			面				面
			積				積
			が				が
			6				6
			へ				へ
			ク				ク
			タ				タ
			ー				ー
			ル				ル
			以				以
			上				上
			10				10
			へ				へ
			ク				ク
			タ				タ
			ー				ー
			ル				ル
			未				未
			満				満
			の				の
			と				と
			き				き
		<u>33,5</u>	(ク)			<u>33,0</u>	(ク)
		<u>00</u>	開			<u>00</u>	開
			発				発
			区				区
			域				域
			の				の
			面				面
			積				積
			が				が
			10				10
			へ				へ
			ク				ク
			タ				タ
			ー				ー
			ル				ル
			以				以
			上				上
			の				の
			と				と
			き				き
			イ				イ
			主				主
			と				と
			し				し
			て、				て、
			住				住
			宅				宅
			以				以
			外				外
			の				の
			建				建
			築				築
			物				物
			で				で
			自				自
			己				己
			の				の
			業				業
			務				務
			の				の
			用				用
			に				に
			供				供
			す				す

			<p>ものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更の許可の申請に係る審査(オに掲げるものを除く。)次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額</p>				<p>ものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更の許可の申請に係る審査(オに掲げるものを除く。)次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額</p>
		2,000	(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき			1,700	(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき
		3,900	(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき			3,500	(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき
		7,600	(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき			7,200	(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき

		13,7 00	き (エ) 開発 区域の面 積が0.6ヘ クタール 以上1ヘク タール未 満のとき			13,0 00	き (エ) 開発 区域の面 積が0.6ヘ クタール 以上1ヘク タール未 満のとき
		22,1 00	(オ) 開発 区域の面 積が1ヘク タール以 上3ヘクタ ール未満 のとき			22,0 00	(オ) 開発 区域の面 積が1ヘク タール以 上3ヘクタ ール未満 のとき
		29,5 00	(カ) 開発 区域の面 積が3ヘク タール以 上6ヘクタ ール未満 のとき			29,0 00	(カ) 開発 区域の面 積が3ヘク タール以 上6ヘクタ ール未満 のとき
		37,0 00	(キ) 開発 区域の面 積が6ヘク タール以 上10ヘク タール未 満のとき			37,0 00	(キ) 開発 区域の面 積が6ヘク タール以 上10ヘク タール未 満のとき
		52,0 00	(ク) 開発 区域の面 積が10ヘ クタール 以上のと き			52,0 00	(ク) 開発 区域の面 積が10ヘ クタール 以上のと き
			ウ その他の 開発行為に 関する設計 の変更の許 可の申請に 係る審査(カ に掲げるも				ウ その他の 開発行為に 関する設計 の変更の許 可の申請に 係る審査(カ に掲げるも



			のを除く。) 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額				のを除く。) 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ左に定める金額
		<u>9,900</u>	(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき			<u>9,600</u>	(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき
		<u>14,600</u>	(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき			<u>14,000</u>	(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき
		<u>21,600</u>	(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき			<u>21,000</u>	(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき
		<u>28,600</u>	(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき			<u>28,000</u>	(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき
		<u>42,600</u>	(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満			<u>42,000</u>	(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満

		55,6 00	のとき (カ) 開発 区域の面 積が3ヘク タール以 上6ヘクタ ール未満 のとき			55,0 00	のとき (カ) 開発 区域の面 積が3ヘク タール以 上6ヘクタ ール未満 のとき
		71,4 00	(キ) 開発 区域の面 積が6ヘク タール以 上10ヘク タール未 満のとき			71,0 00	(キ) 開発 区域の面 積が6ヘク タール以 上10ヘク タール未 満のとき
		95,0 00	(ク) 開発 区域の面 積が10ヘ クタール 以上のと き			94,0 00	(ク) 開発 区域の面 積が10ヘ クタール 以上のと き
			エ 主として 自己の居住 の用に供す る住宅の建 築の用に供 する目的で 行う開発行 為に関する 都市計画法 第30条第1項 第1号から第 4号までに掲 げる事項の 変更の許可 の申請に係 る審査(新た な土地の開 発区域への 編入に係る ものに限 る。)新たに				エ 主として 自己の居住 の用に供す る住宅の建 築の用に供 する目的で 行う開発行 為に関する 都市計画法 第30条第1項 第1号から第 4号までに掲 げる事項の 変更の許可 の申請に係 る審査(新た な土地の開 発区域への 編入に係る ものに限 る。)新たに

			編入される 開発区域の 面積(以下こ の項におい て「編入面 積」という。) について、次 に掲げる区 分に応じ、そ れぞれ左に 定める金額				編入される 開発区域の 面積(以下こ の項におい て「編入面 積」という。) について、次 に掲げる区 分に応じ、そ れぞれ左に 定める金額
		<u>13,0</u>	(ア) 0.1へ			<u>11,0</u>	(ア) 0.1へ
		<u>00</u>	クター			<u>00</u>	クター
			未満の				未満の
			とき				とき
		<u>26,9</u>	(イ) 0.1へ			<u>25,0</u>	(イ) 0.1へ
		<u>00</u>	クター			<u>00</u>	クター
			以上0.3へ				以上0.3へ
			クター				クター
			未満の				未満の
			とき				とき
		<u>50,2</u>	(ウ) 0.3へ			<u>48,0</u>	(ウ) 0.3へ
		<u>00</u>	クター			<u>00</u>	クター
			以上0.6へ				以上0.6へ
			クター				クター
			未満の				未満の
			とき				とき
		<u>96,8</u>	(エ) 0.6へ			<u>94,0</u>	(エ) 0.6へ
		<u>00</u>	クター			<u>00</u>	クター
			以上1へク				以上1へク
			ター				ター
			未満の				未満の
			とき				とき
		<u>143,</u>	(オ) 1へク			<u>140,</u>	(オ) 1へク
		<u>400</u>	ター			<u>000</u>	ター
			以上3へク				以上3へク
			ター				ター
			未満				未満
			の				の
			とき				とき
		190,	(カ) 3へク			190,	(カ) 3へク
		000	ター			000	ター
			以上6へク				以上6へク
			ター				ター
			未満				未満
			の				の
			とき				とき

		236, 600	(キ) 6ヘク タール以 上10ヘク タール未 満のとき			230, 000	(キ) 6ヘク タール以 上10ヘク タール未 満のとき
		329, 800	(ク) 10ヘ クタール 以上のと き			330, 000	(ク) 10ヘ クタール 以上のと き
			オ 主として 住宅以外の 建築物で自 己の業務の 用に供する ものの建築 又は自己の 業務の用に 供する特定 工作物の建 設の用に供 する目的で 行う開発行 為に関する 都市計画法 第30条第1項 第1号から第 4号までに掲 げる事項の 変更の許可 の申請に係 る審査(新た な土地の開 発区域への 編入に係る ものに限 る。)編入面 積について、 次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ左 に定める金 額				オ 主として 住宅以外の 建築物で自 己の業務の 用に供する ものの建築 又は自己の 業務の用に 供する特定 工作物の建 設の用に供 する目的で 行う開発行 為に関する 都市計画法 第30条第1項 第1号から第 4号までに掲 げる事項の 変更の許可 の申請に係 る審査(新た な土地の開 発区域への 編入に係る ものに限 る。)編入面 積について、 次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ左 に定める金 額

		<u>17,600</u>	(ア) 0.1へ クター 未満の とき			<u>15,000</u>	(ア) 0.1へ クター 未満の とき
		<u>36,200</u>	(イ) 0.1へ クター 以上0.3へ クター 未満の とき			<u>34,000</u>	(イ) 0.1へ クター 以上0.3へ クター 未満の とき
		<u>73,500</u>	(ウ) 0.3へ クター 以上0.6へ クター 未満の とき			<u>71,000</u>	(ウ) 0.3へ クター 以上0.6へ クター 未満の とき
		<u>134,100</u>	(エ) 0.6へ クター 以上1へク ター未 満のとき			<u>130,000</u>	(エ) 0.6へ クター 以上1へク ター未 満のとき
		<u>218,000</u>	(オ) 1へク ター以 上3へク ター未 満の とき			<u>220,000</u>	(オ) 1へク ター以 上3へク ター未 満の とき
		<u>292,500</u>	(カ) 3へク ター以 上6へク ター未 満の とき			<u>290,000</u>	(カ) 3へク ター以 上6へク ター未 満の とき
		<u>367,100</u>	(キ) 6へク ター以 上10へク ター未 満の とき			<u>360,000</u>	(キ) 6へク ター以 上10へク ター未 満の とき
		<u>516,200</u>	(ク) 10へ クター 以上の とき			<u>510,000</u>	(ク) 10へ クター 以上の とき
			カ その他の 目的で行う				カ その他の 目的で行う

			開発行為に関する都市計画法第30条の第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更の許可の申請に係る審査(新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。)編入面積について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ左に定める金額				開発行為に関する都市計画法第30条の第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更の許可の申請に係る審査(新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。)編入面積について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ左に定める金額
		<u>96,800</u>	(ア) 0.1ヘクタール未満のとき			<u>94,000</u>	(ア) 0.1ヘクタール未満のとき
		<u>143,400</u>	(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき			<u>140,000</u>	(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき
		<u>213,300</u>	(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき			<u>210,000</u>	(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき
		<u>283,200</u>	(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき			<u>280,000</u>	(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき

			423,000	(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき				420,000	(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき
			553,500	(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき				550,000	(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき
			711,900	(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき				710,000	(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき
			944,900	(ク) 10ヘクタール以上のとき				940,000	(ク) 10ヘクタール以上のとき
			11,900	キ その他の変更の許可の申請に係る審査				11,000	キ その他の変更の許可の申請に係る審査
都市用途地許	計画法の第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の申請	区域の定められている土地の区域における建築物建築特例申請手数料	52,400		都市用途地許	計画法の第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の申請		50,000	

に対する審査					に対する審査				
都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請のとき	31,600			都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請のとき	29,000		
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の申請に対する審査	開発許可地位承継申請のとき	1,900	ア	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘク	都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の申請に対する審査	開発許可地位承継申請のとき	1,900	ア	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘク



			2,900	イ タール未満のものである場合、左に定める額 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合、左に定める額			2,900	イ タール未満のものである場合、左に定める額 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合、左に定める額
			18,600	ウ その他の場合			19,000	ウ その他の場合
都市開発登記簿の写しの交付	都市開発登記簿の写しの交付	都市開発登記簿の写しの交付	500	用紙1枚につき	都市開発登記簿の写しの交付	都市開発登記簿の写しの交付	500	用紙1枚につき
都市計画法第5項の規定に基づく登録簿の写しの交付	都市計画法第5項の規定に基づく登録簿の写しの交付	都市計画法第5項の規定に基づく登録簿の写しの交付	4,660		都市計画法第5項の規定に基づく登録簿の写しの交付	都市計画法第5項の規定に基づく登録簿の写しの交付	4,700	

施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付	合証手数料	請求のとき			施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付	合証手数料	請求のとき		
その他の諸証明	1件	300	異例のものについては、その都度町長が定める		その他の諸証明	1件	300	異例のものについては、その都度町長が定める	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第55号

福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福島町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年福島町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町公営住宅に入居できる者は、次の各号(老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号から第4号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等(次条第2項において「被災者等」という。)及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第20条第1項に規定する居住制限者(次条第2項において「居住制限者」という。)にあつては第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を越えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次に掲げる者である場合 214,000円</p> <p>(ア) 入居者又は同居者に次項</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町公営住宅に入居できる者は、次の各号(老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号から第4号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等(次条第2項において「被災者等」という。)及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第20条第1項に規定する居住制限者(次条第2項において「居住制限者」という。)にあつては第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を越えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次に掲げる者である場合 214,000円</p> <p>(ア) 入居者又は同居者に次項</p>

第2号(同号イに該当する者にあつては、1級又は2級に該当する者に限る。)から第4号まで、第6号又は第7号の規定に該当する者がある場合

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ 町公営住宅が、法第8条第1項又は第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3)・(4) (略)

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(4) (略)

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保

第2号(同号イに該当する者にあつては、1級又は2級に該当する者に限る。)から第4号まで、第6号又は第7号の規定に該当する者がある場合

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に満18歳に達する日(誕生日の前日)以降の最初の3月31日までの者がある場合

イ 町公営住宅が、法第8条第1項又は第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3)・(4) (略)

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(4) (略)

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保

護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6)・(7) (略)

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条の第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 (略)

(住宅入居の手続)

第11条 町公営住宅の入居決定者は、決定のあつた日から10日以内に、**次の各号に掲げる手続を**しなければならない。

**(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有するもので、町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。**

護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6)・(7) (略)

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条の第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 (略)

(住宅入居の手続)

第11条 町公営住宅の入居決定者は、決定のあつた日から10日以内に、**第19条の規定により敷金を納付**しなければならない。

**(削る)**

**(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。**

2 町公営住宅の入居決定者が、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

**3 町長は、特別の事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。**

**4** (略)

**5** (略)

**6** (略)

(家賃の納付)

第17条 町長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が町公営住宅を明渡した日(第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求があつたときは明渡しの請求のあつた日)までの間、家賃を徴収する。

2～4 (略)

(督促)

第18条 (略)

**2 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しないときは、重ねて催告を行うとともに、第11条第1項第1号の連帯保証人に通知するものとする。**

(町改良住宅の入居資格等)

第44条 (略)

2 前項の改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった町改良住宅があるときは、次の各

**(削る)**

2 町公営住宅の入居決定者が、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。

**(削る)**

**3** (略)

**4** (略)

**5** (略)

(家賃の納付)

第17条 町長は、入居者から第11条第4項の入居可能日から当該入居者が町公営住宅を明渡した日(第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求があつたときは明渡しの請求のあつた日)までの間、家賃を徴収する。

2～4 (略)

(督促)

第18条 (略)

**(削る)**

(町改良住宅の入居資格等)

第44条 (略)

2 前項の改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった町改良住宅があるときは、次の各

<p>号(第6条の老人等にあつては第2号から第4号、被災者等及び居住制限者にあつては第3号及び第4号)の条件を具備する者は当該町改良住宅に入居することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を越えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次に掲げる者である場合 住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。)第12条後段の規定により読み替えた政令第6条第1項に規定する金額</p> <p>(ア) 入居者又は同居者に第6条第2項第2号(同号イに該当する者にあつては、1級又は2級に該当する者に限る。)から第4号まで、第6号又は第7号の規定に該当する者がある場合</p> <p>(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>(ウ) 同居者に<u>小学校就学の始期に達する</u>までの者がある場合</p> <p>イ アの場合以外の場合 改良法施行令第12条後段の規定により読み替えた政令第6条第2項に規定する金額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>号(第6条の老人等にあつては第2号から第4号、被災者等及び居住制限者にあつては第3号及び第4号)の条件を具備する者は当該町改良住宅に入居することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を越えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次に掲げる者である場合 住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。)第12条後段の規定により読み替えた政令第6条第1項に規定する金額</p> <p>(ア) 入居者又は同居者に第6条第2項第2号(同号イに該当する者にあつては、1級又は2級に該当する者に限る。)から第4号まで、第6号又は第7号の規定に該当する者がある場合</p> <p>(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>(ウ) 同居者に<u>満18歳に達する日(誕生日の前日)以降の最初の3月31日</u>までの者がある場合</p> <p>イ アの場合以外の場合 改良法施行令第12条後段の規定により読み替えた政令第6条第2項に規定する金額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則  
この条例は、令和2年4月1日から施行する。





議案第56号

福島町産業振興資金貸付条例の一部改正について

福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町産業振興資金貸付条例の一部を改正する条例

福島町産業振興資金貸付条例(昭和54年福島町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(債権の保全) <b>第5条</b> (略) (報告及び調査) <b>第6条</b> (略) (規則への委任) <b>第7条</b> (略)</p>	<p><b>(利子の補給)</b> <b>第5条</b> <u>町長は、この条例に基づく資金の貸付けを受けた者に対し利子補給を行うことができる。</u> <b>2</b> <u>前項に規定する利子補給金の交付は、予算の範囲内において、規則で定める額により行うものとする。</u> <b>3</b> <u>第1項の規定は、貸付期間を超過した貸付金に係る利子及び償還の延滞により発生した利子については、適用しない。</u> (債権の保全) <b>第6条</b> (略) (報告及び調査) <b>第7条</b> (略) (規則への委任) <b>第8条</b> (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



議案第57号

福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年福島町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、停車帯その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「施行規則」という。))で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつてはこの限りではない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、停車帯、<b>自転車交通帯</b>その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「施行規則」という。))で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつてはこの限りではない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<b>自転車通行帯を除く。</b>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p>

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場

2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(これらの道路であつて自転車道を設けるもの及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につ

合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自動車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第10条 自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りで

き60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自動車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第10条 自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道**又は自転車通行帯**を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道**若しくは自転車通行帯**を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合

ない。

2～5 (略)

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次の定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのま

においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次の定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道**(自転車通行帯を除く。)**の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、**第8条の2第3項**、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、**第8条の2第3項**、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定によ

ま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

る基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。





議案第58号

福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について

福島町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福島町道路占用料等徴収条例(平成12年福島町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき	<u>300</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき	<u>380</u>
	第二種電柱	き1年	<u>470</u>		第二種電柱	き1年	<u>580</u>
	第三種電柱		<u>630</u>		第三種電柱		<u>780</u>
	第一種電話柱		<u>270</u>		第一種電話柱		<u>340</u>
	第二種電話柱		<u>440</u>		第二種電話柱		<u>540</u>
	第三種電話柱		<u>600</u>		第三種電話柱		<u>740</u>
	その他の柱類		<u>27</u>		その他の柱類		<u>34</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3
	地下電線その他地下に設ける線類		2		地下電線その他地下に設ける線類		2
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>540</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>680</u>

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>11</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>16</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>24</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>33</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>49</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>65</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>160</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>330</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占 用 面 積1平方メートルにつき1年		<u>540</u>
法第32条第1項第6号	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占 用 面 積1平方メートル	7

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>14</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>20</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>30</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>41</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>61</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>81</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>140</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>200</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>410</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占 用 面 積1平方メートルにつき1年		<u>680</u>
法第32条第1項第6号	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占 用 面 積1平方メートル	7

号に掲げる施設	の その他のもの		ルにつ き1日	67
道路法 施行令 (昭和2 7年政 令第47 9号。以 下「政 令」と いう。) 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面 積1平方 メートル につ き1月	67
		その他 のもの	表示面 積1平方 メートル につ き1年	670
	標識		1本につ き1年	<b>440</b>
	旗ざお	祭礼、 縁日等 に際 し、一 時的に 設ける もの	1本につ き1日	7
その他 のもの		1本につ き1月	67	
幕(政 令第7 条第2 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除 く。)	祭礼、 縁日等 に際 し、一 時的に 設ける もの	その面 積1平方 メートル につ き1日	7	
	その他 のもの	その面 積1平方 メートル につ き1月	67	
アーチ		車道を 横断す 1基につ き1月	670	

号に掲げる施設	の その他のもの		ルにつ き1日	67
道路法 施行令 (昭和2 7年政 令第47 9号。以 下「政 令」と いう。) 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面 積1平方 メートル につ き1月	67
		その他 のもの	表示面 積1平方 メートル につ き1年	670
	標識		1本につ き1年	<b>540</b>
	旗ざお	祭礼、 縁日等 に際 し、一 時的に 設ける もの	1本につ き1日	7
その他 のもの		1本につ き1月	67	
幕(政 令第7 条第2 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除 く。)	祭礼、 縁日等 に際 し、一 時的に 設ける もの	その面 積1平方 メートル につ き1日	7	
	その他 のもの	その面 積1平方 メートル につ き1月	67	
アーチ		車道を 横断す 1基につ き1月	670	

	るもの		
	その他		<b>340</b>
	のもの		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	67	
備考 (略)			

	るもの		
	その他		<b>330</b>
	のもの		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	67	
備考 (略)			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第59号

第5次福島町総合計画の変更について

第5次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第5次福島町総合計画（令和元年度3月改訂版）  
前期実施計画（H28～R元）・展望計画  
後期実施計画（R2～R5）・展望計画（別冊1のとおり）

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳			R元	R2~R5
				28	29	30		
				件数	R元	件数		
産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成	水産業・水産加工業	12	777,000	228,900	388,900	81,500	77,700	7
	農業	2	10,000	2,500	2,500	2,500	2,500	4
	林業	8	161,500	35,000	30,800	39,200	56,500	6
	商工業、地場産品	5	<b>634,300</b>	131,900	182,000	151,900	<b>168,500</b>	3
	観光・交流	18	234,900	37,700	86,900	76,800	33,500	9
	産業創造と雇用労働対策	6	176,400	71,400	35,800	34,100	35,100	5
	小計	51	<b>1,994,100</b>	507,400	726,900	386,000	<b>373,800</b>	34
	保健予防、健康づくり	3	55,000	13,100	8,900	20,900	12,100	4
	地域医療	3	151,900	6,900	3,600	137,800	3,600	1
	地域福祉	2	24,200	7,400	5,600	5,600	5,600	2
高齢者の福祉	4	170,600	117,000	14,900	34,200	4,500	3	
小計	12	401,700	144,400	33,000	198,500	25,800	10	
土地利用	1	12,900	0	6,000	6,900	0	2	
自然保護、環境共生	0	0	0	0	0	0	1	
公園・緑地、景観、環境美化	1	99,600	35,600	37,000	27,000	0	0	
ごみ処理、リサイクル	1	32,600	32,600	0	0	0	0	
水道、排水・し尿処理	11	334,200	151,700	60,000	50,000	72,500	8	
道路網	14	694,100	173,100	195,500	184,400	141,100	9	
公共交通、情報通信	4	45,900	22,100	5,100	5,100	13,600	3	
住宅	11	665,900	34,100	120,200	314,500	197,100	6	
児童福祉、子育て支援	3	99,200	53,300	15,600	16,300	14,000	5	
火葬場、墓地	1	9,000	0	0	9,000	0	1	
防災	4	69,400	15,900	28,500	25,000	0	1	
消防・救急	10	159,300	14,500	38,800	92,500	13,500	2	
交通安全・防犯	2	27,920	1,500	20	8,800	17,600	1	
小計	63	2,250,020	534,400	506,720	739,500	469,400	39	
生涯学習(推進体制)	1	2,800	0	0	2,800	0	1	
幼児教育、学校教育	12	289,410	51,410	91,900	71,500	74,600	11	
スポーツ	1	2,100	0	2,100	0	0	2	
芸術文化、文化財	4	7,200	3,000	0	2,500	1,700	1	
地域間交流、国際化	1	8,300	1,200	2,300	2,500	2,300	1	
小計	19	309,810	55,610	96,300	79,300	78,600	16	
コミュニケーション	1	106,000	12,600	2,200	43,900	47,300	1	
広報・広聴、情報発信	2	14,710	1,210	4,500	4,500	4,500	4	
行政運営	8	106,010	63,800	7,200	12,310	22,700	5	
財政運営	1	2,600	2,600	0	0	0	0	
小計	12	229,320	80,210	13,900	60,710	74,500	10	
総合計	157	<b>5,184,950</b>	1,322,020	1,376,820	1,464,010	<b>1,022,100</b>	109	

基本方向	項目	件数	総事業費	年度別内訳			R元	R2~R5
				28	29	30		
				件数	R元	件数		
産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成	水産業・水産加工業	12	777,000	228,900	388,900	81,500	77,700	7
	農業	2	10,000	2,500	2,500	2,500	2,500	4
	林業	8	161,500	35,000	30,800	39,200	56,500	6
	商工業、地場産品	5	<b>647,300</b>	131,900	182,000	151,900	<b>181,500</b>	3
	観光・交流	18	234,900	37,700	86,900	76,800	33,500	9
	産業創造と雇用労働対策	6	176,400	71,400	35,800	34,100	35,100	5
	小計	51	<b>2,007,100</b>	507,400	726,900	386,000	<b>386,800</b>	34
	保健予防、健康づくり	3	55,000	13,100	8,900	20,900	12,100	4
	地域医療	3	151,900	6,900	3,600	137,800	3,600	1
	地域福祉	2	24,200	7,400	5,600	5,600	5,600	2
高齢者の福祉	4	170,600	117,000	14,900	34,200	4,500	3	
小計	12	401,700	144,400	33,000	198,500	25,800	10	
土地利用	1	12,900	0	6,000	6,900	0	2	
自然保護、環境共生	0	0	0	0	0	0	1	
公園・緑地、景観、環境美化	1	99,600	35,600	37,000	27,000	0	0	
ごみ処理、リサイクル	1	32,600	32,600	0	0	0	0	
水道、排水・し尿処理	11	334,200	151,700	60,000	50,000	72,500	8	
道路網	14	694,100	173,100	195,500	184,400	141,100	9	
公共交通、情報通信	4	45,900	22,100	5,100	5,100	13,600	3	
住宅	11	665,900	34,100	120,200	314,500	197,100	6	
児童福祉、子育て支援	3	99,200	53,300	15,600	16,300	14,000	5	
火葬場、墓地	1	9,000	0	0	9,000	0	1	
防災	4	69,400	15,900	28,500	25,000	0	1	
消防・救急	10	159,300	14,500	38,800	92,500	13,500	2	
交通安全・防犯	2	27,920	1,500	20	8,800	17,600	1	
小計	63	2,250,020	534,400	506,720	739,500	469,400	39	
生涯学習(推進体制)	1	2,800	0	0	2,800	0	1	
幼児教育、学校教育	12	289,410	51,410	91,900	71,500	74,600	11	
スポーツ	1	2,100	0	2,100	0	0	2	
芸術文化、文化財	4	7,200	3,000	0	2,500	1,700	1	
地域間交流、国際化	1	8,300	1,200	2,300	2,500	2,300	1	
小計	19	309,810	55,610	96,300	79,300	78,600	16	
コミュニケーション	1	106,000	12,600	2,200	43,900	47,300	1	
広報・広聴、情報発信	2	14,710	1,210	4,500	4,500	4,500	4	
行政運営	8	106,010	63,800	7,200	12,310	22,700	5	
財政運営	1	2,600	2,600	0	0	0	0	
小計	12	229,320	80,210	13,900	60,710	74,500	10	
総合計	157	<b>5,197,950</b>	1,322,020	1,376,820	1,464,010	<b>1,035,100</b>	109	

変更前

2頁

総括表(事業主体別内訳)

事業主体別内訳	件数	年度別内訳				R元	R2~R5 件数	展望計画
		28	29	30	30			
		(単位:千円)						
町	国庫支出金	747,000	319,100	200,400	120,300	499,300		
	道支出金	157,800	31,500	35,000	27,400	133,100		
	町負担金	0	0	0	0	0		
	地方債	<b>1,988,600</b>	531,700	620,500	<b>421,900</b>	1,041,500		
	その他	<b>771,950</b>	98,650	213,400	<b>219,300</b>	636,300		
	一般財源	1,016,400	323,970	252,610	174,100	1,179,800		
	事業費	<b>4,681,750</b>	1,125,420	1,321,910	<b>963,000</b>	3,490,000		
国庫支出金	0	0	0	0	0			
道支出金	0	0	0	0	0			
町負担金	0	0	0	0	0			
地方債	24,000	5,000	0	19,000	2	54,000		
その他	0	0	0	0	0	0		
一般財源	1,800	0	1,800	0	0	0		
事業費	25,800	5,000	1,800	19,000	54,000			
国庫支出金	0	0	0	0	0	0		
道支出金	0	0	0	0	0	0		
町負担金	0	0	0	0	0	0		
地方債	134,900	32,500	7,000	84,400	11,000	2		
その他	0	0	0	0	0	0		
一般財源	57,000	14,600	31,800	8,100	2,500	0		
事業費	191,900	47,100	38,800	92,500	13,500	16,500		
国庫支出金	1,900	0	1,900	0	0	0		
道支出金	0	0	0	0	0	9,800		
町負担金	0	0	0	0	0	0		
地方債	229,600	124,000	52,900	41,200	11,500	9		
その他	19,000	19,000	0	0	0	0		
一般財源	35,000	6,500	6,800	6,600	15,100	49,000		
事業費	285,500	149,500	61,600	47,800	26,600	324,800		

変更後

2頁

総括表(事業主体別内訳)

事業主体別内訳	件数	年度別内訳				R元	R2~R5 件数	展望計画
		28	29	30	30			
		(単位:千円)						
町	国庫支出金	747,000	319,100	200,400	120,300	499,300		
	道支出金	157,800	31,500	35,000	27,400	133,100		
	町負担金	0	0	0	0	0		
	地方債	<b>1,980,300</b>	531,700	620,500	<b>413,600</b>	1,041,500		
	その他	<b>793,250</b>	98,650	213,400	<b>240,600</b>	636,300		
	一般財源	1,016,400	323,970	252,610	174,100	1,179,800		
	事業費	<b>4,694,750</b>	1,125,420	1,321,910	<b>976,000</b>	3,490,000		
国庫支出金	0	0	0	0	0			
道支出金	0	0	0	0	0			
町負担金	0	0	0	0	0			
地方債	24,000	5,000	0	19,000	2	54,000		
その他	0	0	0	0	0	0		
一般財源	1,800	0	1,800	0	0	0		
事業費	25,800	5,000	1,800	19,000	54,000			
国庫支出金	0	0	0	0	0	0		
道支出金	0	0	0	0	0	0		
町負担金	0	0	0	0	0	0		
地方債	134,900	32,500	7,000	84,400	11,000	2		
その他	0	0	0	0	0	0		
一般財源	57,000	14,600	31,800	8,100	2,500	0		
事業費	191,900	47,100	38,800	92,500	13,500	16,500		
国庫支出金	1,900	0	1,900	0	0	0		
道支出金	0	0	0	0	0	9,800		
町負担金	0	0	0	0	0	0		
地方債	229,600	124,000	52,900	41,200	11,500	9		
その他	19,000	19,000	0	0	0	0		
一般財源	35,000	6,500	6,800	6,600	15,100	49,000		
事業費	285,500	149,500	61,600	47,800	26,600	324,800		

変更前

6頁

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】 商工業、地場産品

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				雇用計画 (32~35)
			28	29	30	31	
極島町が人ばる地元企業等応援事業	町	437.500	0	158,700	133,800	145,000	200,000
(略)							
項目合計	5	634.300	131,900	182,000	151,900	168.500	3

変更後

6頁

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】 商工業、地場産品

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				雇用計画 (32~35)
			28	29	30	31	
極島町が人ばる地元企業等応援事業	町	450.500	0	158,700	133,800	158,000	200,000
(略)							
項目合計	5	647.300	131,900	182,000	151,900	181.500	3



基本方向	項 目	件数	総事業費	年度別内訳					R6~R9 件数	
				R2	R3	R4	R5	R6~R9		
				(単位：千円)						
産業再生による 雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成	水産業・水産加工業	11	1,085,000	129,600	180,300	620,700	154,400	1	285,600	
	農業	3	15,700	7,000	2,000	2,000	4,700	1	8,000	
	林業	5	212,000	38,300	80,400	49,800	43,500	1	40,000	
	商工業、地場産品	4	85,800	24,800	21,000	21,000	19,000	2	76,000	
	観光・交流	10	92,700	27,100	26,400	13,100	16,100	4	25,400	
	産業創造と雇用労働対策	5	181,100	51,200	43,300	43,300	43,300	5	173,200	
	小 計	38	1,662,300	278,000	353,400	749,900	281,000	14	608,200	
	町民の安全安心な暮らし・がん予防対策の充実	保健予防、健康づくり	3	43,500	12,800	10,300	13,600	6,800	3	42,200
		地域医療	2	16,900	6,100	3,600	3,600	3,600	1	14,400
		地域福祉	2	24,000	6,000	6,000	6,000	6,000	2	24,000
高齢者の福祉		5	303,300	10,100	206,300	50,300	36,600	1	20,400	
小 計		12	387,700	35,000	226,200	73,500	53,000	7	101,000	
土地利用		0	0	0	0	0	0	0	0	
自然保護、環境共生		1	2,200	2,200	0	0	0	0	0	
公園・緑地、景観、環境美化		1	34,000	1,500	32,500	0	0	0	0	
ごみ処理、リサイクル		0	0	0	0	0	0	0	0	
水道、排水・し尿処理		8	672,400	241,800	176,700	91,900	162,000	2	124,200	
豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実	道路網	7	508,500	83,600	149,700	137,400	137,800	3	167,500	
	公共交通、情報通信	4	55,200	13,600	28,400	8,100	5,100	2	20,400	
	住宅	10	820,300	166,500	84,500	315,900	253,400	5	337,900	
	児童福祉、子育て支援	3	62,800	14,000	14,000	14,000	20,800	2	56,000	
	火葬場、墓地	1	16,800	2,600	5,600	4,300	4,300	1	3,400	
	防災	4	37,300	4,500	8,000	15,900	8,900	1	9,000	
	消防・救急	5	109,200	11,200	45,000	12,000	41,000	0	0	
	交通安全・防犯	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	44	2,318,700	541,500	544,400	599,500	633,300	16	718,400	
	生涯学習（推進体制）	0	0	0	0	0	0	0	0	
学び合い、たくましい人を育てる	幼児教育、学校教育	9	243,600	83,800	55,700	50,300	53,800	4	172,400	
	スポーツ	2	3,600	2,000	1,600	0	0	1	6,000	
	芸術文化、文化財	1	3,500	3,500	0	0	0	0	0	
	地域間交流、国際化	1	6,000	1,700	1,300	1,700	1,300	1	6,000	
	小 計	13	256,700	91,000	58,600	52,000	65,000	6	184,400	
	コミュニティ	1	199,100	38,400	43,300	52,400	65,000	1	64,900	
	広報・広聴、情報発信	4	13,000	8,000	1,100	1,100	2,800	0	0	
	行政運営	5	105,800	12,100	62,500	17,000	14,200	4	104,000	
	財政運営	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	10	317,900	58,500	106,900	70,500	82,000	5	168,900	
総 合 計	117	4,943,300	1,004,000	1,289,500	1,545,400	1,104,400	48	1,780,900		

基本方向	項 目	件数	総事業費	年度別内訳					R6~R9 件数	
				R2	R3	R4	R5	R6~R9		
				(単位：千円)						
産業再生による 雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成	水産業・水産加工業	11	883,200	82,000	128,900	569,300	103,000	1	80,000	
	農業	3	15,700	7,000	2,000	4,700	1	8,000		
	林業	5	199,300	35,600	71,600	47,300	44,800	1	40,000	
	商工業、地場産品	2	78,000	21,000	19,000	19,000	19,000	2	76,000	
	観光・交流	9	89,600	38,500	21,900	13,100	16,100	4	25,400	
	産業創造と雇用労働対策	5	174,700	44,800	43,300	43,300	43,300	5	173,200	
	小 計	36	1,440,500	228,900	286,700	694,000	230,900	14	402,600	
	町民の安全安心な暮らし・がん予防対策の充実	保健予防、健康づくり	3	43,500	12,800	10,300	13,600	6,800	3	42,200
		地域医療	2	16,900	6,100	3,600	3,600	3,600	1	14,400
		地域福祉	2	24,000	6,000	6,000	6,000	6,000	2	24,000
高齢者の福祉		5	303,300	10,100	206,300	50,300	36,600	1	20,400	
小 計		12	387,700	35,000	226,200	73,500	53,000	7	101,000	
土地利用		0	0	0	0	0	0	0	0	
自然保護、環境共生		1	2,200	2,200	0	0	0	0	0	
公園・緑地、景観、環境美化		1	34,000	1,500	32,500	0	0	0	0	
ごみ処理、リサイクル		0	0	0	0	0	0	0	0	
水道、排水・し尿処理		8	666,200	235,600	176,700	91,900	162,000	2	124,200	
豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実	道路網	7	493,700	110,000	129,500	139,900	114,300	3	167,500	
	公共交通、情報通信	4	55,200	13,600	28,400	8,100	5,100	2	20,400	
	住宅	10	827,000	182,700	75,000	315,900	253,400	5	333,500	
	児童福祉、子育て支援	3	62,800	14,000	14,000	14,000	20,800	2	56,000	
	火葬場、墓地	1	16,800	2,600	5,600	4,300	4,300	1	3,400	
	防災	4	37,300	4,500	8,000	15,900	8,900	1	9,000	
	消防・救急	4	106,000	8,000	45,000	12,000	41,000	0	0	
	交通安全・防犯	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	43	2,301,200	574,700	514,700	602,000	609,800	16	714,000	
	生涯学習（推進体制）	0	0	0	0	0	0	0	0	
学び合い、たくましい人を育てる	幼児教育、学校教育	9	249,300	89,500	55,700	50,300	53,800	4	172,400	
	スポーツ	2	3,600	2,000	1,600	0	0	1	6,000	
	芸術文化、文化財	1	4,500	4,500	0	0	0	0	0	
	地域間交流、国際化	1	11,200	3,000	2,600	3,000	2,600	1	11,200	
	小 計	13	268,600	99,000	59,900	53,300	56,400	6	189,600	
	コミュニティ	1	199,500	38,800	43,300	52,400	65,000	1	64,900	
	広報・広聴、情報発信	4	13,000	8,000	1,100	1,100	2,800	0	0	
	行政運営	5	112,200	61,200	16,600	18,600	15,800	4	104,000	
	財政運営	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	10	324,700	108,000	61,000	72,100	83,600	5	168,900	
総 合 計	114	4,722,700	1,045,600	1,148,500	1,494,900	1,033,700	48	1,576,100		

## 変更前

2頁

総括表(事業主体別内訳)

事業主体別内訳	件数	総事業費	年度別内訳					展望計画 R6~R9 件数
			R2	R3	R4	R5	R6~R9	
			(単位：千円)					
町	97	476,200	104,800	55,600	296,100	19,700	75,500	
国庫支出金		107,600	16,700	29,800	35,200	25,900	31,500	
道支出金		0	0	0	0	0	0	
町負担金		1,979,700	409,200	304,600	759,900	506,000	571,200	
地方債		407,200	74,500	129,500	65,000	138,200	255,700	
その他		1,187,700	368,300	292,200	253,900	273,300	591,800	
一般財源		4,158,400	973,500	811,700	1,410,100	963,100	1,525,700	
事業費		0	0	0	0	0	0	
国庫支出金		0	0	0	0	0	0	
道支出金		0	0	0	0	0	0	
町負担金		0	0	0	0	0	0	
道	3	108,500	32,500	49,200	12,500	14,300	0	
地方債		0	0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	0	
一般財源		0	0	0	0	0	0	
事業費		108,500	32,500	49,200	12,500	14,300	0	
国庫支出金		0	0	0	0	0	0	
道支出金		0	0	0	0	0	0	
町負担金		0	0	0	0	0	0	
一部事務組合	4	106,000	8,000	45,000	12,000	41,000	0	
地方債		0	0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	0	
一般財源		0	0	0	0	0	0	
事業費		106,000	8,000	45,000	12,000	41,000	0	
国庫支出金		0	0	0	0	0	0	
道支出金		1,300	0	0	0	1,300	0	
町負担金		0	0	0	0	0	0	
その他		323,800	19,500	238,800	56,500	9,000	36,000	
地方債		0	0	0	0	0	0	
その他		24,700	12,100	3,800	3,800	5,000	14,400	
一般財源		349,800	31,600	242,600	60,300	15,300	50,400	
事業費		0	0	0	0	0	0	

## 変更後

2頁

総括表(事業主体別内訳)

事業主体別内訳	件数	総事業費	年度別内訳					展望計画 R6~R9 件数
			R2	R3	R4	R5	R6~R9	
			(単位：千円)					
町	98	472,300	100,900	55,600	296,100	19,700	75,500	
国庫支出金		105,200	12,300	31,800	35,200	25,900	31,500	
道支出金		0	0	0	0	0	0	
町負担金		2,090,100	461,600	344,200	756,100	528,200	566,000	
地方債		609,200	124,200	180,800	116,000	188,200	455,700	
その他		1,081,200	217,900	335,500	284,700	273,100	601,800	
一般財源		4,358,000	916,900	947,900	1,458,100	1,035,100	1,730,500	
事業費		0	0	0	0	0	0	
国庫支出金		0	0	0	0	0	0	
道支出金		0	0	0	0	0	0	
町負担金		0	0	0	0	0	0	
道	3	124,400	42,400	54,000	15,000	13,000	0	
地方債		0	0	0	0	0	0	
その他		100	100	0	0	0	0	
一般財源		124,500	42,500	54,000	15,000	13,000	0	
事業費		0	0	0	0	0	0	
国庫支出金		0	0	0	0	0	0	
道支出金		0	0	0	0	0	0	
町負担金		0	0	0	0	0	0	
一部事務組合	5	106,000	8,000	45,000	12,000	41,000	0	
地方債		0	0	0	0	0	0	
その他		3,200	3,200	0	0	0	0	
一般財源		109,200	11,200	45,000	12,000	41,000	0	
事業費		0	0	0	0	0	0	
国庫支出金		1,300	0	0	0	1,300	0	
道支出金		0	0	0	0	0	0	
町負担金		0	0	0	0	0	0	
その他		323,800	19,500	238,800	56,500	9,000	36,000	
地方債		0	0	0	0	0	0	
その他		26,500	13,900	3,800	3,800	5,000	14,400	
一般財源		351,600	33,400	242,600	60,300	15,300	50,400	
事業費		0	0	0	0	0	0	

変更前

3頁

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】 水産業・水産加工業

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R6～R9)	
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(略)								0
産業振興資金貸付事業	町	80,000	20,000	20,000	20,000	20,000	町	80,000
新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビブランド化事業	町	137,000	32,000	35,000	35,000	35,000		0
水産物供給基盤機能保全事業	道	42,000	機能保全事業 -3.0m岸壁改良 -4.5m岸壁改良外	30,000	0	0		0
(略)								
項目合計	11	883,200	82,000	128,900	569,300	103,000	1	80,000

変更後

3頁

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】 水産業・水産加工業

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R6～R9)	
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(略)								0
産業振興資金貸付事業	町	285,600	71,400	71,400	71,400	71,400	町	285,600
新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビブランド化事業	町	126,700	加工品開発 販売促進	21,700	35,000	35,000		0
水産物供給基盤機能保全事業	道	48,500	機能保全事業 -3.0m岸壁改良 -4.5m岸壁改良外	30,000	18,500	0		0
(略)								
項目合計	11	1,085,000	129,600	180,300	620,700	154,400	1	285,600

【基本方向】産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）  
 【項目】 林業

【基本方向】産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）  
 【項目】 林業

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			令和2年度 島前線改良 法面1カ所	令和3年度 島前線改良 法面1カ所	令和4年度 法面1カ所	令和5年度 島前線改良 法面1カ所	令和6年度 島前線改良 法面1カ所	
広域基幹林道島前線改良事業	道	48,500	11,500	10,200	12,500	14,300	0	
			間伐等 搬出材種	間伐等 搬出材種	間伐等 搬出材種	間伐等 搬出材種	間伐等 搬出材種	
町有林造成事業	町	54,400	14,200	15,900	14,300	10,000	40,000	
(略)								
林道橋梁点検調査事業	町	8,900	補修設計・工事 林道兵衛線(2種)					0
			8,900	0	0	0	0	
			活動成					
福島町森林組合活動推進事業	町	1,000	1,000					0
(略)								
項目合計	6	199,300	35,600	71,600	47,300	44,800	40,000	

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			令和2年度 島前線改良 法面1カ所 島前改良8カ所	令和3年度 島前線改良 法面1カ所	令和4年度 法面2カ所	令和5年度 島前線改良 法面1カ所	令和6年度 島前線改良 法面1カ所	
広域基幹林道島前線改良事業	道	58,000	15,000	15,000	15,000	13,000	0	
			間伐等 搬出材種 作業道整備	間伐等 搬出材種	間伐等 搬出材種	間伐等 搬出材種	間伐等 搬出材種	
町有林造成事業	町	58,500	18,300	15,900	14,300	10,000	40,000	
(略)								
林道橋梁点検調査事業	町	9,000	補修設計 林道兵衛線(2種)					0
			5,000	4,000	0	0	0	
【削除】								
(略)								
項目合計	5	212,000	38,300	80,400	49,800	43,500	40,000	

【基本方向】産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）  
 【項目】 商工業、地場産品

【基本方向】産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）  
 【項目】 商工業、地場産品

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R6～R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
地域経済消費拡大 活性化事業	その他	36,000	9,000 プレミアム付G 劔)商品券発行 3,000セット	9,000 プレミアム付G 劔)商品券発行 3,000セット	9,000 プレミアム付G 劔)商品券発行 3,000セット	9,000 プレミアム付G 劔)商品券発行 3,000セット	36,000 プレミアム付G 劔)商品券発行 3,000セット 町
			9,000	9,000	9,000	9,000	36,000
項目合計	2	78,000	21,000	19,000	19,000	19,000	76,000

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R6～R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
地域経済消費拡大 活性化事業	その他	36,000	9,000 プレミアム付G 劔)商品券発行 3,000セット	9,000 プレミアム付G 劔)商品券発行 3,000セット	9,000 プレミアム付G 劔)商品券発行 3,000セット	9,000 プレミアム付G 劔)商品券発行 3,000セット	36,000 プレミアム付G 劔)商品券発行 3,000セット 町
			9,000	9,000	9,000	9,000	36,000
項目合計	4	85,800	24,800	21,000	21,000	19,000	76,000

【基本方向】産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）  
 【項目】 観光、交流

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			令和2年度 地域おこし協力 隊採用 障害体育推進1名 観光担当1名	令和3年度 地域おこし協力 隊採用 障害体育推進1名 観光担当1名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
地域おこし協力隊 事業	町	12,400	8,000	4,400	0	0	0	
(略)								
福島町岩部海岸わ くわくクルーズ事 業	町	30,400	クルーズ運航委 託ほか	運航支援	運航支援	運航支援		
両記念館長寿命化 調査事業	町	3,500	12,400	6,000	6,000	6,000	0	
岩部地区活性化基 本計画策定事業	町	6,000	両記念館長寿 化調査					
道の駅再整備事業	町	6,000	3,500	0	0	0	0	
			地域活性化基 本計画策定					
			6,000	0	0	0	0	
				基本構想策定	再整備基本設計	再整備基本設計	再整備 施設整備 町	
			0	3,000	0	3,000	0	
観光情報発信事業	町	5,800	観光プロモ ーション	観光プロモ ーション				
			2,900	2,900	0	0	0	
項目合計	9	89,600	38,500	21,900	13,100	16,100	25,400	

変更前

【基本方向】産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）  
 【項目】 観光、交流

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			令和2年度 地域おこし協力 隊採用 障害体育推進1名	令和3年度 地域おこし協力 隊採用 障害体育推進1名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
地域おこし協力隊 事業	町	3,600	3,600	0	0	0	0	
(略)								
福島町岩部海岸わ くわくクルーズ事 業	町	28,400	クルーズ運航委 託ほか	運航支援	運航支援	運航支援		
両記念館長寿命化 調査事業	町	1,600	10,400	6,000	6,000	6,000	0	
岩部地区活性化基 本計画策定事業	町	6,000	両記念館長寿 化調査					
道の駅再整備事業	町	6,000	1,600	0	0	0	0	
			地域活性化基 本計画策定					
			0	6,000	0	0	0	
				基本構想策定	再整備基本設計	再整備基本設計	再整備 施設整備 町	
			0	3,000	0	3,000	0	
観光情報発信事業	町	5,800	観光プロモ ーション	観光プロモ ーション				
			2,900	2,900	0	0	0	
項目合計	10	82,700	27,100	26,400	13,100	16,100	25,400	

変更後

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】 産業創造と雇用労働対策

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
雇用奨励等支援事業	町	30,000	7,500	7,500	7,500	7,500	30,000
(略)							
項目合計	5	174,700	44,800	43,300	43,300	43,300	173,200
基本方向合計	36	1,440,500	228,900	286,700	694,000	230,900	402,600

【基本方向】 産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成（産業・人材育成）

【項目】 産業創造と雇用労働対策

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
雇用奨励等支援事業	町	36,400	13,900	7,500	7,500	7,500	30,000
(略)							
項目合計	5	181,100	51,200	43,300	43,300	43,300	173,200
基本方向合計	38	1,662,300	278,000	353,400	749,900	281,000	608,200

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）

【項目】水道、排水・し尿処理

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
老朽配水管更新事業	町	84,000	福崎松浦地区配水管 L=400.00m 福崎松浦地区配水管 L=400.00m 川原町汐島線配水管 計L=184.00m 20,000	24,000	20,000	20,000	0
(略)							
美山浄水場前処理施設整備事業	町	184,000	美山浄水場前処理施設整備工事 184,000	0	0	0	0
(略)							
項目合計	8	666,200	235,600	176,700	91,900	162,000	124,200

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）

【項目】水道、排水・し尿処理

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
老朽配水管更新事業	町	102,200	福崎松浦地区配水管 L=424.00m 福崎松浦地区配水管 L=400.00m 川原町汐島線配水管 計L=884.00m 38,200	24,000	20,000	20,000	0
(略)							
美山浄水場前処理施設整備事業	町	172,000	美山浄水場前処理施設整備工事 172,000	0	0	0	0
(略)							
項目合計	8	672,400	241,800	176,700	91,900	162,000	124,200



【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）  
 【項目】 道路網

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）  
 【項目】 道路網

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
町道整備事業	町	206,100	道務整備2路線 L=327m 測量調査1路線	道務整備2路線 L=320m	道務整備3路線 L=587m	道務整備3路線 L=420m	
			37,500	39,500	71,800	57,300	0
(略)							
町道局部改良事業	町	74,000	本町大通線交差点 豊浜1号線起点取付部	月崎2号線 観音橋5号橋取付部	福島月崎幹線 福島月崎幹線 取付部	福島月崎幹線 福島大橋取付部	
			32,900	9,700	16,200	15,200	0
(略)							
項目合計	7	493,700	110,000	129,500	139,900	114,300	167,500

(単位:千円)

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
町道整備事業	町	232,200	道務整備2路線 L=277m 測量調査1路線	道務整備2路線 L=295m 測量調査1路線	道務整備3路線 L=577m	道務整備4路線 L=620m	
			44,000	38,100	69,300	80,800	0
(略)							
町道局部改良事業	町	62,700	月崎2号線 観音橋5号橋取付部	月崎2号線 観音橋5号橋取付部 豊浜1号線起点取付部	福島月崎幹線 福島月崎幹線 取付部	福島月崎幹線 福島大橋取付部	
			0	31,300	16,200	15,200	0
(略)							
項目合計	7	508,500	83,600	149,700	137,400	137,800	167,500

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）

【項目】 住宅

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R6～R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
町営住宅建替事業	町	137,300					
			建設(4戸)外 工事監理				
			137,300	0	0	0	0
三岳団地汚水管改修事業	町	6,500					
			汚水管改修 2・3号棟分 (2棟24戸)				
			6,500	0	0	0	0
(略)							
三岳団地雁木屋上 防水改修事業	町	17,600					
			改修工事(1号棟) 1棟12戸	改修工事(2号棟) 1棟12戸	改修工事(3号棟) 1棟12戸	改修工事(4・7号 棟) 2棟12戸	改修工事(5・6・ 8号棟) 3棟36戸
			4,400	4,400	4,400	4,400	13,100
町営住宅共用部照 明LED化事業	町	20,400					
			LED化(共用部) 三岳団地4棟42戸	LED化(共用部) 丸山団地4棟32戸	LED化(共用部) 丸山団地5棟32戸	LED化(共用部) 美山団地5棟32戸	
			6,300	6,300	5,000	2,800	0
(略)							
項目合計	10	827,000	182,700	75,000	315,900	253,400	333,500

変更前

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）

【項目】 住宅

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展望計画 (R6～R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
町営住宅建替事業	町	135,000					
			建設(4戸)外 工事監理				
			135,000	0	0	0	0
三岳団地汚水管改修事業	町	6,500					
			汚水管改修 2・3号棟分 (2棟24戸)				
			0	6,500	0	0	0
(略)							
三岳団地雁木屋上 防水改修事業	町	13,200					
			改修工事(1号棟) 1棟12戸	改修工事(2号棟) 1棟12戸	改修工事(3号棟) 1棟12戸	改修工事(4～6号 棟) 5棟48戸	
			0	4,400	4,400	4,400	17,500
町営住宅共用部照 明LED化事業	町	20,400					
			LED化(共用部) 三岳団地2棟24戸	LED化(共用部) 三岳団地6棟60戸	LED化(共用部) 丸山団地4棟32戸	LED化(共用部) 美山団地5棟32戸	
			3,300	9,300	5,000	2,800	0
(略)							
項目合計	10	820,300	166,500	84,500	315,900	253,400	337,900

変更後

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）  
 【項目】 消防・救急

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
高規格救急自動車更新事業	一組	41,000	0	0	0	41,000	0
						高規格救急自動車更新	
揖善地区通火栓移設事業		3,200					
						揖善地区通火栓移設	
項目合計	4	106,000	8,000	45,000	12,000	41,000	0
基本方向合計	43	2,301,200	574,700	514,700	602,000	609,800	16
							714,000

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
高規格救急自動車更新事業	一組	41,000	0	0	0	41,000	0
						高規格救急自動車更新	
揖善地区通火栓移設事業		3,200					
						揖善地区通火栓移設	
項目合計	5	109,200	11,200	45,000	12,000	41,000	0
基本方向合計	44	2,318,700	541,500	544,400	599,500	633,300	16
							714,000

【基本方向】豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実（生活環境・定住対策）  
 【項目】 消防・救急

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
高規格救急自動車更新事業	一組	41,000	0	0	0	41,000	0
						高規格救急自動車更新	
揖善地区通火栓移設事業		3,200					
						揖善地区通火栓移設	
項目合計	5	109,200	11,200	45,000	12,000	41,000	0
基本方向合計	44	2,318,700	541,500	544,400	599,500	633,300	16
							714,000

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
高規格救急自動車更新事業	一組	41,000	0	0	0	41,000	0
						高規格救急自動車更新	
揖善地区通火栓移設事業		3,200					
						揖善地区通火栓移設	
項目合計	5	109,200	11,200	45,000	12,000	41,000	0
基本方向合計	44	2,318,700	541,500	544,400	599,500	633,300	16
							714,000

【基本方向】学び合い、たくましい人を育てる（教育・文化）  
 【項目】 幼児教育、学校教育

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
教育施設長寿命化計画策定事業	町	11,500	11,500	0	0	0	0
項目合計	9	249,300	89,500	55,700	50,300	53,800	4
							172,400

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
教育施設長寿命化計画策定事業	町	5,800	5,800	0	0	0	0
項目合計	9	243,600	83,800	55,700	50,300	53,800	4
							172,400

【基本方向】学び合い、たくましい人を育てる（教育・文化）  
 【項目】 幼児教育、学校教育

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
教育施設長寿命化計画策定事業	町	5,800	5,800	0	0	0	0
項目合計	9	243,600	83,800	55,700	50,300	53,800	4
							172,400

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(略)							
教育施設長寿命化計画策定事業	町	5,800	5,800	0	0	0	0
項目合計	9	243,600	83,800	55,700	50,300	53,800	4
							172,400

変更前

25頁

【基本方向】学び合い、たくましい人を育てる（教育・文化）  
【項目】芸術文化、文化財

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
福島町歴史図書発刊事業	町	4,500	0	0	0	0	0
項目合計	1	4,500	0	0	0	0	0

(単位:千円)

【基本方向】学び合い、たくましい人を育てる（教育・文化）  
【項目】芸術文化、文化財

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
福島町歴史図書発刊事業	町	3,500	3,500	0	0	0	0
項目合計	1	3,500	3,500	0	0	0	0

変更後

26頁

【基本方向】学び合い、たくましい人を育てる（教育・文化）  
【項目】地域間交流、国際化

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
友好市町交流事業	町	11,200	3,000	2,600	3,000	2,600	11,200
項目合計	1	11,200	3,000	2,600	3,000	2,600	11,200
基本方向合計	13	268,600	99,000	59,900	53,300	56,400	189,600

(単位:千円)

【基本方向】学び合い、たくましい人を育てる（教育・文化）  
【項目】地域間交流、国際化

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
友好市町交流事業	町	6,000	1,700	1,300	1,700	1,300	6,000
項目合計	1	6,000	1,700	1,300	1,700	1,300	6,000
基本方向合計	13	256,700	91,000	58,600	52,000	55,100	184,400

(単位:千円)

27頁

【基本方向】協働のまちづくり・行財政運営の充実（住民活動、行財政）  
【項目】コミュニティ

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
町内会館等整備事業	町	199,500	38,800	43,300	52,400	65,000	64,900
項目合計	1	199,500	38,800	43,300	52,400	65,000	64,900

(単位:千円)

【基本方向】協働のまちづくり・行財政運営の充実（住民活動、行財政）  
【項目】コミュニティ

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画				展覧計画 (R6~R9)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
町内会館等整備事業	町	199,100	38,400	43,300	52,400	65,000	64,900
項目合計	1	199,100	38,400	43,300	52,400	65,000	64,900

(単位:千円)

【基本方向】 協働のまちづくり・行政運営の充実（住民活動、行政）

【項目】 行政運営

## 変更前

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			令和2年度 普通車1台 大型バス1台 普通車1台	令和3年度 普通車2台	令和4年度 普通車3台	令和5年度 トラック2台	令和6年度 普通車4台 軽自動車2台	
公用車更新事業	町	63,400	43,400	6,000	8,000	6,000	16,000	
情報系サーバー・業務用パソコン更新事業	町	16,400	4,100	4,100	4,100	4,100	0	
(略)								
役場庁舎等改修事業	町	11,200	8,200	1,000	1,000	1,000	17,000	
(略)								
項目合計	5	112,200	61,200	16,600	18,600	15,800	104,000	
項目合計	10	324,700	108,000	61,000	72,100	83,600	168,900	
項目合計	114	4,722,700	1,045,600	1,148,500	1,494,900	1,033,700	1,576,100	

【基本方向】 協働のまちづくり・行政運営の充実（住民活動、行政）

【項目】 行政運営

## 変更後

事業名	事業主体	概算事業費	年度別計画					展望計画 (R6～R9)
			令和2年度 普通車1台	令和3年度 大型バス1台 普通車2台	令和4年度 普通車3台	令和5年度 トラック2台	令和6年度 普通車4台 軽自動車2台	
公用車更新事業	町	63,400	3,100	46,300	8,000	6,000	16,000	
情報系サーバー・業務用パソコン更新事業	町	32,500	2,500	2,500	2,500	25,000	0	
(略)								
役場庁舎等改修事業	町	11,200	1,000	8,200	1,000	1,000	17,000	
(略)								
項目合計	5	105,800	12,100	62,500	17,000	14,200	104,000	
項目合計	10	317,900	58,500	106,900	70,500	82,000	168,900	
項目合計	117	4,943,300	1,004,000	1,289,500	1,545,400	1,104,400	1,780,900	



議案第60号

福島町地域防災計画の変更について

福島町地域防災計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 福島町地域防災計画（改訂版）  
（別冊2のとおり）





議案第 6 1 号

福島町森林整備計画の策定について

福島町森林整備計画を策定したいので、福島町議会基本条例第 1 1 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 9 日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 福島町森林整備計画  
(別冊 3 のとおり)



議案第62号

第3期福島町地域福祉計画の決定について

第3期福島町地域福祉計画を決定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求めらる。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第3期福島町地域福祉計画  
(別冊4のとおり)



議案第63号

第2期福島町子ども・子育て支援事業計画の決定について

第2期福島町子ども・子育て支援事業計画を決定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第2期福島町子ども・子育て支援事業計画  
(別冊5のとおり)



議案第64号

第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について

第2期福島町人口ビジョン・総合戦略を策定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

- 1 第2期福島町人口ビジョン・総合戦略  
(別冊6のとおり)





議案第65号

渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会  
規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和2  
年3月31日付をもって山越郡衛生処理組合が渡島公平委員会から脱退することから、  
渡島公平委員会規約を次のとおり変更しようとする。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

渡島公平委員会規約の一部を変更する規約

渡島公平委員会規約（昭和42年規約第1号）の一部を次のように変更する。

別表中「山越郡衛生処理組合」を削る。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。



議案第66号

令和2年度福島町一般会計予算

令和2年度福島町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,703,478千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 町 税		479,287
	1 町 民 税	146,612
	2 固 定 資 産 税	281,840
	3 軽 自 動 車 税	10,672
	4 町 た ば こ 税	31,661
	5 入 湯 税	8,502
2 地 方 譲 与 税		24,090
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	16,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	6,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	2,090
3 利 子 割 交 付 金		300
	1 利 子 割 交 付 金	300
4 配 当 割 交 付 金		500
	1 配 当 割 交 付 金	500
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		300
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	300
6 法 人 事 業 税 交 付 金		1,300
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	1,300
7 地 方 消 費 税 交 付 金		82,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	82,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		1,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1,000
9 地 方 特 例 交 付 金		250
	1 地 方 特 例 交 付 金	250

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
10 地方交付税		1,789,639
	1 地方交付税	1,789,639
11 分担金及び負担金		2
	1 負担金	2
12 使用料及び手数料		67,249
	1 使用料	54,340
	2 手数料	12,909
13 国庫支出金		186,848
	1 国庫負担金	122,188
	2 国庫補助金	62,848
	3 国庫委託金	1,812
14 道支出金		157,134
	1 道負担金	115,715
	2 道補助金	32,854
	3 道委託金	8,565
15 財産収入		13,287
	1 財産運用収入	11,577
	2 財産売払収入	1,710
16 寄付金		10,100
	1 寄付金	10,100
17 繰入金		324,320
	1 他会計繰入金	3
	2 基金繰入金	324,317
18 繰越金		10
	1 繰越金	10

(単位:千円)

款	項	金額
19 諸 収 入		109,776
	1 延滞加算金及び過料	1
	2 町 預 金 利 子	110
	3 貸 付 金 元 利 収 入	71,506
	4 受 託 事 業 収 入	472
	5 雑 入	37,687
20 町 債		456,086
	1 町 債	456,086
歳 入 合 計		3,703,478

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 議会費		53,042
	1 議会費	53,042
2 総務費		274,702
	1 総務管理費	231,076
	2 徴税費	8,558
	3 戸籍住民基本台帳費	12,133
	4 選挙費	717
	5 統計調査費	3,365
	6 監査委員費	1,354
	7 財政基金費	17,499
3 民生費		461,369
	1 社会福祉費	384,162
	2 児童福祉費	71,699
	3 災害救助費	5,508
4 衛生費		356,652
	1 保健衛生費	122,671
	2 清掃費	233,981
5 労働費		102
	1 労働諸費	102
6 農林水産業費		213,850
	1 農業費	18,444
	2 林業費	52,304
	3 水産業費	143,102
7 商工費		84,070
	1 商工費	84,070

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
8 土木費		341,597
	1 土木管理費	1,444
	2 道路橋梁費	153,226
	3 河川費	8,003
	4 都市計画費	20,752
	5 住宅費	158,172
9 消費費		227,783
	1 消費費	227,783
10 教育費		231,078
	1 教育総務費	108,748
	2 小学校費	24,448
	3 中学校費	14,614
	4 社会教育費	13,145
	5 保健体育費	70,123
11 公債費		599,598
	1 公債費	599,598
12 諸支出金		225,065
	1 災害援護資金貸付金	3,500
	2 特別会計繰出金	221,565
13 職員給与費		631,570
	1 職員給与費	631,570
14 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		3,703,478



## 第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
出産祝金交付事業債	千円 3,500	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
定住促進住宅奨励事業債	3,000			
人財育成事業基金債	5,000			
産学官連携産業活性化事業債	2,300			
高齢者等生活交通確保対策事業債	5,200			
雇用奨励等支援事業債	13,900			
災害援護資金貸付債	3,500			
高齢者等冬の生活支援事業債	6,000			
町内会館整備事業債	37,300			
訪問入浴車購入事業債	5,000			
安心生活創造事業債	4,500			
水洗化改造工事費補助事業債	4,000			
子ども医療費助成事業債	9,000			
広域基幹林道島前線改良事業債	15,000			
林道橋梁長寿命化事業債	2,400			
ウニ移殖放流事業債	2,500			
種苗生産育成事業債	3,300			
水産物供給基盤機能保全事業債	18,400			
水産基盤（漁場）整備事業債	9,000			
プレミアム付商品券発行事業債	9,000			
街灯料助成事業債	1,300			
橋梁長寿命化事業債	19,100			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
町道吉岡宮の下線整備事業債	千円 18,100	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
町道館古団地1号線整備事業債	25,800			
空家対策等支援事業債	6,000			
公営住宅建設事業債	95,800			
吉野分団器具置場建設事業債	7,000			
道総合行政情報ネットワーク改修事業債	3,400			
道立福島商業高等学校存続対策事業債	8,000			
基礎学力向上対策事業債	3,800			
友好市町交流事業債	1,700			
教員住宅設備改修事業債	25,000			
公有林整備事業債	7,400			
臨時財政対策債	71,886			
計	456,086			

議案第67号

令和2年度福島町国民健康保険特別会計予算

令和2年度福島町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ774,234千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		91,771
	1 国民健康保険税	91,771
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 道支出金		614,752
	1 道負担金	614,752
4 繰入金		67,441
	1 他会計繰入金	57,914
	2 基金繰入金	9,527
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		239
	1 延滞金・加算金及び過料	4
	2 雑収入	235
7 財産収入		20
	1 財産運用収入	20
歳入合計		774,234

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		7,049
	1 総務管理費	3,158
	2 徴税費	1,947
	3 運営協議会費	209
	4 特別対策事業費	1,735
2 保険給付費		606,461
	1 療養諸費	519,000
	2 高額療養費	85,500
	3 移送費	100
	4 助産諸費	1,261
	5 葬祭諸費	600
3 国民健康保険金		151,800
	1 国民健康保険金	151,800
4 共同事業拠出金		13
	1 共同事業拠出金	13
5 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		4,778
	1 特定健康診査等事業費	3,466
	2 保健事業費	1,312
7 諸支出金		1,410
	1 償還金及び還付加算金	280
	2 繰出金	1,130

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
8 前年度繰上充用金		1
	1 前年度繰上充用金	1
9 基金積立金		21
	1 基金積立金	21
10 予備費		2,700
	1 予備費	2,700
歳出合計		774,234

議案第68号

令和2年度福島町介護保険特別会計予算

令和2年度福島町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ528,870千円とし、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ2,093千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春





# 保 險 事 業 勘 定



## 第1表 歳入歳出予算（保険事業勘定）

（歳入）

（単位：千円）

款	項	金額
1 保 險 料		101,753
	1 介 護 保 險 料	101,753
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		137,690
	1 国 庫 負 担 金	82,440
	2 国 庫 補 助 金	55,250
4 支 払 基 金 交 付 金		134,518
	1 支 払 基 金 交 付 金	134,518
5 道 支 出 金		77,703
	1 道 負 担 金	71,758
	2 道 補 助 金	5,945
6 財 産 収 入		9
	1 財 産 運 用 収 入	9
7 繰 入 金		76,469
	1 一 般 会 計 繰 入 金	74,460
	2 介 護 サービス 事 業 勘 定 繰 入 金	2,009
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		725
	1 雑 入	725
歳 入 合 計		528,870

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		6,797
	1 総務管理費	762
	2 徴収費	506
	3 介護認定審査会費	5,349
	4 運営協議会費	180
2 保険給付費		474,458
	1 保険給付費	460,865
	2 高額介護サービス等費	11,536
	3 高額医療合算介護サービス等費	1,686
	4 その他諸費	371
3 地域支援事業費		47,384
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	20,179
	2 一般介護予防事業費	3,518
	3 包括的支援事業費	22,193
	4 任意事業費	1,439
	5 その他諸費	55
4 基金積立金		10
	1 基金積立金	10
5 予備費		100
	1 予備費	100
6 諸支出金		121
	1 償還金及び還付加算金	118
	2 繰出金	3
歳出合計		528,870

# サービス事業勘定



### 第1表 歳入歳出予算（サービス事業勘定）

（歳入）

（単位：千円）

款	項	金額
1 サービス収入		2,092
	1 介護給付費収入	2,092
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,093

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 サービス事業費		84
	1 居宅介護サービス事業費	84
2 諸支出金		2,009
	1 繰出金	2,009
歳出合計		2,093



議案第69号

令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度福島町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		35,695
	1 後期高齢者医療保険料	35,695
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		33,799
	1 一般会計繰入金	33,799
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 雑入	1
歳入合計		69,500

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		1,011
	1 総務管理費	598
	2 徴収費	413
2 後期高齢者医療金 後期高齢者医療金		68,328
	1 後期高齢者医療金	68,328
3 諸支出金		61
	1 償還金及び還付加算金	60
	2 繰出金	1
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		69,500



議案第70号

令和2年度福島町浄化槽整備特別会計予算

令和2年度福島町の浄化槽整備特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,396
	1 分担金	1,396
2 使用料及び手数料		3,483
	1 使用料	3,483
3 国庫支出金		3,326
	1 国庫補助金	3,326
4 繰入金		24,365
	1 他会計繰入金	24,365
5 町債		13,200
	1 町債	13,200
歳入合計		45,770

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 浄化槽整備事業費		36,570
	1 浄化槽管理費	12,814
	2 浄化槽整備費	23,756
2 公債費		9,100
	1 公債費	9,100
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		45,770

## 第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業 債	千円 6,600	普通貸借又 は証券発行	3.0%以内	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
過 疎 対 策 事 業 債	6,600			
計	13,200			



議案第71号

令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算

令和2年度福島町の国民健康保険診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,831千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 診療事業収入		52,654
	1 保険診療収入	51,005
	2 保険外診療収入	1,649
2 繰入金		32,147
	1 他会計繰入金	32,147
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		20
	1 預金利子	10
	2 雑収入	10
歳入合計		84,831

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		37,740
	1 総務管理費	37,740
2 診療事業費		46,762
	1 診療費	46,762
3 諸支出金		10
	1 償還金及び還付加算金	10
4 公債費		19
	1 公債費	19
5 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		84,831



## 令和2年度福島町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度福島町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	1, 970戸
(2) 年間給水量	314, 000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	860m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 配水管整備事業	38, 200千円
(イ) メーター改良事業	5, 105千円
(ウ) 施設整備費	172, 000千円
(エ) 固定資産購入事業	1, 219千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	120, 319千円
第1項	営業収益	94, 037千円
第2項	営業外収益	26, 282千円
支 出		
第1款	水道事業費用	90, 311千円
第1項	営業費用	89, 520千円
第2項	営業外費用	691千円
第3項	予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額12, 665千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12, 665千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	210, 160千円
第1項	企業債	164, 800千円
第2項	国庫補助金	45, 360千円
支 出		
第1款	資本的支出	222, 825千円
第1項	建設改良費	216, 935千円
第2項	企業債償還金	5, 890千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽配水管 更新事業	千円 38,200	証書借入	% 3.0以内  (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 については、利率の見直し を行った後においては、当 該見直し後の率)	借入先の融資条件 による。ただし企業 財政その他の都合により 繰上償還又は低利に借 り換えることができる。
浄水場施設整 備事業	126,640			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,974千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,729千円と定める。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

議案第73号

福島町財政調整基金の積立金の処分について

次のとおり福島町財政調整基金の積立金を令和2年度福島町一般会計に繰り入れ支消するものとする。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

記

- |         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 1 支消金額  | 350,000千円以内                         |
| 2 支消の目的 | 地方財政法第4条の4第1項第1号による経費の財源に<br>充当するため |





議案第74号

令和元年度福島町一般会計補正予算（第6号）

令和元年度福島町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,181千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,994,323千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春



議案第75号

令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,315千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ792,633千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春



議案第76号

令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,584千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ549,352千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春



議案第 77 号

令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,501 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69,018 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 9 日提出

福島町長 鳴海 清春





議案第78号

令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）

令和元年度福島町の浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,681千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,929千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春



議案第79号

令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）

令和元年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,086千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春



令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和元年度福島町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4） 主な建設改良事業

（ア）配水管整備事業 21,500千円を18,590千円とする。

（イ）メーター改良事業 5,144千円を4,319千円とする。

（ウ）施設整備事業 20,810千円を18,700千円とする。

第3条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）		（補正予定額）		（計）
	収	入	支	出	
第1款 水道事業収益	113,178千円		-1,126千円		112,052千円
第1項 営業収益	98,445千円		-1,396千円		97,049千円
第2項 営業外収益	14,733千円		270千円		15,003千円
			支	出	
第1款 水道事業費用	95,947千円		-8,927千円		87,020千円
第1項 営業費用	93,856千円		-10,057千円		83,799千円
第2項 営業外費用	1,991千円		1,130千円		3,121千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額19,071千円、過年度分損益勘定留保資金14,457千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,614千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額16,897千円、過年度分損益勘定留保資金12,882千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,015千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	37,546千円	-3,897千円	33,649千円
第1項 企業債	32,200千円	-3,600千円	28,600千円
第2項 国庫補助金	5,346千円	-297千円	5,049千円
	支	出	
第1款 資本的支出	56,617千円	-6,071千円	50,546千円
第1項 建設改良費	50,797千円	-6,071千円	44,726千円

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	14,696千円	306千円	15,002千円

令和2年3月9日提出

福島町長 鳴海 清春

同意第 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 3 月 9 日提出

福島町長 鳴海 清春

記

住 所	福島町字三岳 90 番地 35
氏 名	中塚 卓朗
生年月日	昭和 38 年 12 月 9 日生